

平成24年第15回教育委員会定例会日程

日 時 平成24年12月21日(金)

午後3時00分

場 所 北栄町役場大栄庁舎第4会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行政報告
教育長
教育総務課長
生涯学習課長
- 4 議 案
議案第66号 準要保護児童生徒の認定について
- 5 報告事項
・平成24年12月北栄町議会定例会一般質問等について・・・資料1
・平成25年度教育環境等に対する小・中学校PTA等からの要望について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- 6 協議事項
・「学校・警察連絡制度」に関する協定について・・・・資料3
・町長と教育委員が語る会 1月11日(金)午後3時00分から
※ 当日の議題について
- 7 その他
・次回教育委員会 定例会 1月29日(火)午後1時00分から
- 8 閉 会

【確認事項】

- ①職員の落ち着き状況
- ②いじめの解決

1 学期末の仕事の見通しと段取りについて

- ・優先性や順序性を考えて
- ・効率よく進める
- ・何時までも居残らない
- ・多忙になると心を亡くす傾向があるので、子どものことは忘れないで欲しい
- ・子ども園においては、28日までと長丁場になるが、心を亡くさないよう保育・教育に当たってもらいたい

2 服務規律について

- ・飲酒運転の防止については、重ねて、繰り返して、声に出して注意喚起を（12月11日から20日まで、年末の交通安全県民運動）
 - 運転中はしっかり前方を注視し、危険を予知しましょう
 - 運転中はカーナビやCDの操作はやめましょう
 - 横断歩道のあるところでは、減速・徐行するなどして横断歩行者の有無を確認しましょう
- ・生徒指導の方法については、児童・生徒の心に染み込むような工夫を
- ・止むを得ないと思われる場合でも、禁止されている方法は決して用いない
- ・年末年始、飲酒の機会が増える時期でもある
- ・飲むと大きな声になることや他人のうわさ話・悪口も飛び交う場面もある
- ・社会的信用を失墜しないように

3 職員の勤務時間について

- ・教職員組合との話し合いの中で、労働時間の適正化ということが出た
- ・過重労働や健康障害につながる勤務時間外を削減する趣旨であった
- ・職員の実勤務時間の把握の仕方も様々であり、北条中の取り組みを紹介した
- ・過重労働や健康障害につながるとはいうものの、実態把握が出来ていないので、そのデータを取る必要がある（県教委が示している方法等）
- ・仕事の進み具合と労働時間の関係との関連性も考える必要もある
- ・固定された者がいるとするならば、個別指導が必要
- ・多忙感も含め、解決するための手だてをみんなで考える試みを

4 支援判定会議について

- ・こんな子に、こんな手だてをして、こんな変化があった、だから今後はこんな手だてを続けたい、そのためには何人欲しい・・・
- ・様式も変えるが、加配を配置して、向上した点と継続しなければならない点を整理する必要がある
- ・個別の指導計画の書き方についても更に研究が必要である
- ・個人ファイルを作り、園内で引き継ぎ、小学校へつなげていく

5 その他

- ・若い先生たちに言いたいこと

12月行政報告

(12月21日 定例委員会)

＝教育総務課＝

1 教育委員会の開催について

11月28日 第14回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、原案どおり承認されました。また、10月に行なった同日公開参観日において実施したアンケートにおいて、参観者から寄せられた意見について協議を行ないました。

○議事

- ・ 準要保護児童生徒の認定について
- ・ 準要保護児童生徒の認定取消しについて

＝巻末資料＝

1 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

(単位：円)

入札日	工事名等	内容	指名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
(担当課：教育総務課)						
11/28	大栄小学校 FF式温風 暖房機購入 業務	FF式温風 暖房機購入 (2台)	3社	1回	577,500	納入期限 12/21
				株式会社 ベクト総業	451,500	

12月行政報告

＝生涯学習課＝

1 人権同和教育小地域懇談会の実施結果について

9月5日～11月27日にかけて、町内63自治会で人権同和教育小地域懇談会を実施しました。一人ひとりが人権について考え、学ぶことにより、「思いやり、支え合いの心」を育て、人権意識の高揚を図りました。期間中の参加総人数は1,008人でした。

2 北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画審議会について

12月7日大栄農村環境改善センターに於いて「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」に係る第5回審議会を開催しました。

第4回審議会で協議した総合計画の骨子、実施計画を検討し、その結果を第5回審議会で細部調整を行いました。

3 「北栄ゆら由良川くだり」意見交換会について

11月30日、大栄農村環境改善センターに於いて8月5日開催の「北栄ゆら由良川くだり」の内容について、大会参加チーム、過去参加チームに呼び掛け意見交換を行いました。会には8名の参加があり、コース設定、チームアピール、今回新設したゴムボートなどにつき多くの意見がありました。

コースについては、由良川沿いの自治会は地域のイベントとして定着しており、また応援あるいは見学するにも、従来の瀬戸あたりから出発し川を下るのが本来の姿ではとの意見や、ゴムボートはイベントとしては面白く、瀬戸よりもっと上流から下る方法も良いのでは、また、河川沿いの自治会、子ども会などからもっと意見を聞き反映してはどうか、等の意見が出されました。

これらの意見を参考に、目的を明確にして来年度早々に実行委員会を立ち上げ取り組むこととなりました。

4 自治会生涯学習部長研修について

12月3日、中央公民館講堂に於いて自治会生涯学習部長を対象として研修会を開催しました。今回は、学習をとおして、地域のつながり、活性化を図っていただくため茶や条自治会の出前講座を活用した取り組みの事例報告、その後情報意見交換、情報提供を行いました。参加自治会は27自治会でした。

5 人権週間にかかる町内事業所訪問について

12月4日、人権週間（12月4日～10日）に伴う町内企業訪問を行いました。

これは、事業所での人権尊重意識の高揚や、事業所研修の取り組みなどをお願いするもので、町内21事業所を対象に、町長、教育長、人権擁護委員が3班に分かれ事業所を訪問しました。

6 第3回北栄町バドミントン大会について

12月9日、北条中学校体育館を会場に第3回北栄町バドミントン大会を開催しました。大会には自治会・クラブ・職場から33チームが参加し、熱戦を繰り広げました。

《成績》

決勝トーナメント

優勝 大谷 準優勝 妻波 3位 瀬戸

7 平成24年度北栄町部落解放文化祭

12月8日～10日の間、北条文化会館、大野児童館、大栄文化センターを会場に「北栄町部落解放文化祭」が開催されました。今年は「考えよう相手の気持ち 見直そう自分の行動～みんなの幸せのために～」をテーマに小中学生・高校生・成人による意見発表や、作品展など日頃の学習や交流活動の成果を発表し、人権問題に対する認識を深めました。期間中の参加者数は849人でした。

《今後の事業予定》

◎第43回北栄町元旦マラソン&ウォーキング大会

1月1日、午前9時30分より北条農村環境改善センターを発着として1k・3Kコースで開催します。

参加者には、空くじなしの抽選会や各種カレンダーの無料配布などを準備しています。

◎平成25年北栄町成人式

1月3日、午前10時より北条農村環境改善センターを会場に、平成25年の北栄町成人式を開催します。

今回の成人対象者数は、北条地区92名、大栄地区98名の計190名です。

議案第 66 号

北栄町準要保護児童生徒の認定について

次の者から申請のあった準要保護児童生徒の認定について、北栄町準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第 8 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 24 年 12 月 21 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

準要保護申請者

- 1 児童生徒
- 2 保護者
- 3 決定内容
認定
- 4 不認定年月日
平成 24 年 12 月 21 日付
- 5 不認定の事由
 - ・住民税非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯（規則第 12 条、第 13 条第 2 号及び第 6 号該当）

平成24年第8回定例会

一般質問答弁書

一般質問 12月12日・13日

北 栄 町

平成24年第8回北栄町議会定例会
一般質問 質問事項一覧

順序	質問者	質問事項	質問相手
1	2番 飯田 正征議員	(1) 危険な空き家対策に ・ 行政が代執行できる条例を制定し、早急に対処すべき。	町長
		(2) エネルギー政策について ・ 風力売電収益を基金として、電力自給率 100%を目指す取組みについて。	町長
2	6番 山下 昭夫議員	(1) 北栄町の財政改革と財政運営について ・ 財政運営の将来の方向性。	町長
3	9番 池田 捷昭議員	(1) 本町の教育行政について ・ 町長の現状認識と目指す具体的教育目標について。 ・ 教育委員長の常勤化について ・ 教育委員長のいじめ問題・学力テスト結果分析と対応策、教育行政全般に対する取り組み姿勢について	町長
		(1) 本町の教育行政について ・ 町長の現状認識と目指す具体的教育目標について。 ・ 教育委員長の常勤化について ・ 教育委員長のいじめ問題・学力テスト結果分析と対応策、教育行政全般に対する取り組み姿勢について	教育委員長
		(2) 大栄歴史文化学習館と砂丘地農業の振興について ・ 大栄歴史文化学習館について、議会には「全面リニューアル」、県には一定期限の特別展示と説明し嘘をつかれた。 ・ 実態は期間限定ではない。 ・ 県提出の特別展示見直し内容取組を説明されたし。 ・ 砂丘地振興策との整合性は如何。 ・ 一般会計形状人件費を来年度は特別会計上のこと。施設が町民から浮き上がり理解されていない。毎年赤字が予測されるが如何か。	町長
4	13番 石丸 美嗣議員	(1) 交通安全について ・ 県道倉吉由良線の六尾地内の歩道の確保について。	町長
5	8番 浜本 武代議員	(1) 認知症予防の取り組みについて ・ 早期発見、治療と予防の具体的取り組みは。	町長
6	12番 宮本 幸美議員	(1) 町づくりについて ・ まんが博で集客。観光客の町への滞在化の取組が必要。 ・ コナンのまちづくりと経済波及効果の高い観光の強化が必要。 ・ コナン通りにぶどうの木を植え、片屋根のハウスでぶどう通りを計画しては。 ・ 北条川沿川へ桜並木の設置について ・ 北条川の今後の整備計画について	町長
		(2) 希望の館の今後は ・ 希望の館を改修し、町活性化につなげてはどうか。	町長

7	1番 奥田 伸行議員	(1) 地域農業の将来像について ・ ソフト面（情報提供や人材育成）に重点を。①経営者育成や後継者育成の取組について、②販売戦略について、③新規就農者への農地確保について、④「農業の見える化」について (2) 地域農業の将来像について	町長 農業委員会 会長
		(2) オンリーワンの青山剛昌ふるさと館 ・ 来年度以降もしっかり予算をつけて事業展開すべき。 ・ まんが博の効果をどう判断。 ・ 過去3年間の実績は如何。 ・ イベント効果や外国人ツアー客の集客状況などの検証を受けての戦略は如何。	町長
8	10番 長谷川昭二議員	(1) 子育て支援の拡充について ・ 保護者家庭における経済状況の困窮化が進み、給食費の滞納も増加している。保護者負担を軽減し、子育てを支援するため、給食費の助成を行うことについて伺う	町長 教育委員長
		(1) 子育て支援の拡充について ・ 保護者家庭における経済状況の困窮化が進み、給食費の滞納も増加している。保護者負担を軽減し、子育てを支援するため、給食費の助成を行うことについて伺う。	
		(2) 行政サービスの規制をする町税の完納要件の弾力的運用について ・ 税の滞納を理由とした減免措置、補助及び助成を制限しているが、分割納付者への弾力運用の実施を。	町長
		(3) 住宅リフォーム助成事業について ・ 経済的效果について。 ・ 再実施について。	町長
9	14番 阪本 和俊議員	(1) 町有保安林の維持管理について ・ 由良川河口から大谷に至る海岸沿いの保安林の早急な設置について。	町長
		(2) 前田寛治による町づくりについて ・ 町所蔵作品、個人所蔵作品を青山剛昌ふるさと館で特別展示されてはどうか。宝の持ち腐れにならないよう有効活用すべきでは。	町長
10	3番 前田 栄治議員	(1) 監査委員の仕事と監査意見書について ・ 平成20年度監査意見書の対応。 ・ 監査委員の仕事。 ・ 平成25年度予算への反映。	町長
	計 10人	計 17問	

一般質問答弁書

質問事項番号	3-1	質問議員名	池田 捷昭 (9番)
質問事項 (質問要旨)	本町の教育行政について ・ 町長の現状認識と目指す具体的教育目標について ・ 教育委員長の常勤化について ・ 教育委員長のいじめ問題・学力テスト結果分析と対応策、教育行政全般に対する取り組み姿勢について		
答 弁 者	教育委員長	担 当 課	教育総務課

〔答弁要旨〕

池田議員のご質問にお答えします。

先程、私に対し、非力であるにも関わりませず、お褒めの言葉をいただき恐縮いたしております。

ただひとつだけ言わせていただきますと、私が行なっておりますのは、学童保育というものではなく、学校の長期休業中に、地域の方々と一緒にになりまして、自治会の公民館で子ども達の勉強を見ているようなことを行なっているものでございます。

さて、このたび、私が教育委員長として本町の教育行政の一翼を担わせていただくことになりましたが、本当に責任の重大さを感じております。

私は多くの町内教育関係者が築いてこられた北栄町教育の方向性を見失うことなく、継承し発展させるため、自ら研鑽に努め、教育委員さん

と力を合わせて、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えていますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご支援をお願いする次第であります。

はじめに、教育行政全般に対する取り組み姿勢についてのご質問に答えさせていただきます。

本町の教育は、多くの方が知恵を寄せ集め、汗を流して、よりよい教育の推進に努力してこられました。そういう流れの中でこれからの教育行政を進めるのだという気持ちを強くしているところです。

教育にはたくさんの課題がございますが、その中心は人づくりだと考えております。本町におきましても、公民館や図書館を中心とした社会教育の充実、民俗資料館を含めた文化活動の振興、スポーツ振興、人権教育の充実等々、たくさんの人づくりの課題がありますが、その人づくりの中でも何と言いましても、将来を担う子ども達が通う子ども園・保育所・小学校・中学校教育の充実を図ることが重要な課題であると考えております。

本町教育委員会は、これまでもこれらの問題解決に取り組んで来られ、成果もあげてきておられます。これらの良い点を更に継承・発展させながらも、それぞれの教育分野の課題を明確にした取り組みを行なって行かなければならないと考えているところであります。

そこで、これからの教育行政を進めるに当たり、大事にしていきたいことを3点ほど申し上げます。

その1点目は、開かれた教育行政、信頼される教育委員会でなければならないと思っています。そのためには、それぞれの置かれている立場を自覚し、しっかりと情報公開を通して説明責任を果たしていくことが大切であると考えております。

また、2点目として、教育委員の皆さんの意見をよく聞き、また、多くの方々からの知恵や力をいただき、教育委員会の活性化を図っていきたくと考えております。そのためには、例えば、PTA 代表や子育てにかかわる団体、町長部局や議員の皆様との意見交換などもしてみたいと思います。

そして、3点目として、近頃よく思うことですが、私たち大人は、青少年が夢や大志をもてるよう生き方や姿を見せているのだろうか、今一度振り返ってみた時、大人の生き方から学べる社会、真似ることのできる社会をつくる地道な努力と汗こそ、子どもの中に本当の種を育むのではないかと思います。そんな地域であり、家庭であつたらと願っています。大人みんなが子どもの教育に一層かかわりを持つようなことができたらと思います。

以上、現在考えておりますところの取り組み姿勢であります。今後、様々なご意見を参考にさせていただきながら教育行政を推進していきたいと考えております。

次に、いじめ問題、全国学力・学習状況調査結果分析と対応策についてのご質問であります。

まず、いじめ問題ですが、「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」また、この問題は、表面上見えにくい分だけ「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という基本認識を持ちながら、それぞれの段階での「丁寧な指導」と「毅然とした対応」をしていかなければなりません。

まず、いじめ問題の対応策ですが、

第1点目は、いじめに対する毅然とした態度をもつ教員であり大人であることが最も重要なことでもあります。

特に、学校はどんな理由があるにせよ、いじめる側の正当性を認めないという態度で教員が臨まないといけません。「大人の毅然とした態度」このことが、いじめは絶対に許さないということを、子どもに浸透させていくことにつながっていきます。

第2点目は、早期発見のために情報交換体制を整えることでもあります。

いじめられている本人が教員や大人に訴えることができればいいのですが、じっと耐えている、または、いじめとは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」という定義があるものの、それ自体意識化できない子どももおります。このような子どもの実態がある中で、いじめの認知の仕方や発見ルートをつくっておくこと、また、子どもにとって訴えやすい環境をつくっていくことも重要なことであります。そのためには、つねに担任だけでなく、他の教員や保護者、関係機関などと情報交換体制を整えることが必要であります。

第3点目は綿密な実態把握をすることです。

近頃はいじめの特色は、いじめの実態が見えにくくなってきているということがあります。特に、物理的・身体的ないじめは見えやすいのですが、心理的ないじめやふざけは見えにくく、その見えにくさゆえに対応がおくれ、いじめ問題が深刻化していく事態になってしまう場合があります。

そこで、日常の観察だけでは不十分な面があり、日記やアンケート調査などで実態把握に努めていくことが大切であります。本町ではQU調査を実施してきており、今後もこの調査の活用に努めてまいります。

第4点目は、教員自身が子どもを見る見方や子どもの心を読み取る力を養うために研修や事例研究を積み重ねていくことを大切にしていきたい

と思います。

第5点目は、保護者の積極的な関与を促していくことも取り組みとして大事なことであります。

いじめられている子どもは、親になかなか言わないということがありますが、本町はいじめの調査結果からは、保護者からの訴えにより解決に向かったという事例があります。保護者は家庭で、子どもたちの一寸とした変化を見のがさず、気になること・お困りのことがあれば、学校に相談していただくようお願いしていくことも大切であります。

いずれにいたしましても、学校・家庭・地域社会も「いじめは絶対に許さない」という同じ認識に立ち、対応をしていかなければならないと考えております。

次に、本年度行われました全国学力・学習状況調査結果の分析と対応策についてであります。

本年度の調査は、今までの国語、算数・数学に加え新たに理科の3教科で実施されました。この結果は9月に返却されましたので、各学校はこの結果を多面的に分析し、改善策を検討し現在の学習指導に生かしてきております。併せて、保護者にはこの結果を踏まえ、今後学校として力を入れていくこと、家庭で協力を願うこと等をお知らせしてきたところです。

分析結果ですが、まず、3教科の平均正答率から言えることは、小学校では国語が国・県よりやや下回っている傾向があるものの、算数、理科においては国・県よりも上回っております。

中学校では数学が国・県よりもやや下回っており、国語は国・県とほぼ同じ、理科におきましては、国・県ともに上回っております。

各教科では、それぞれ学校の傾向がありますが、国語では小・中学校とも「読むこと」に課題があります。小学校では、長い文章を読むことに抵抗がある児童や中学校では、文章を読むとき段落や話のまとまりごとに内容を理解しながら読んでいくことが苦手な生徒も多くあり、課題が浮き彫りになっております。

算数・数学では、小学校は良い傾向にありますが、やや数量関係に、そして中学校でも同じ傾向があり、今後このことに十分配慮しながら学習指導をしていかなければならないところです。

理科におきましては、小・中学校とも正答率が国・県より上回っております。この結果から言えることは、自然の中で遊んだことや観察をしたことが多くあること、観察や実験を行うことが好きな児童が多いことがあげられるのではないかと捉えております。

次に、児童生徒の学力に反映すると思われる学習に対する意識や生活実態を質問紙調査から見たとき、朝食を食べている、就寝・起床時刻に関する項目については、良い結果が得られていることから、規則正しい

生活ができている傾向にあります。

また、地域の行事に参加していると答えている児童生徒も多くあり、とてもよい傾向であると捉えております。このことから、もっと家庭や地域とのパイプを太くできるのではないかと思います。

しかし、長時間テレビやビデオ・DVD を見ている児童生徒がいることや、家庭学習の時間が十分でないことが課題であり、この調査結果を今後の学力向上のみならず、教育の充実のために生かしていかなければなりません。

そこで、教育委員会として各学校を支援するための対応策を2点申し上げます。

まず、今まで以上に小・中連携の強化を図っていくことに取り組んでいきます。

小・中学校とも国語では読む力、算数・数学では数量関係に十分な力がついていないという分析結果からもわかるように、小学校で十分に身につけていないことが中学校でも同じ結果を生じていることから、小中学校とも授業改善を図りながら、子どもたちに確かな学力をつけていくことが求められてきます。そのために、教員の指導力の向上に向けた取り組みができるよう施策を講じていきたいと考えております。

次に、家庭学習の促進を図っていくことに努めていかなければならないと考えております。

本町の子どもたちは家庭学習の時間が少ない傾向にあります。いろいろな要因が考えられますが、子どもたちが家庭学習に取り組んでいる様子は教員にはわからないことから、家庭の協力なしに定着は図れません。

また、学習していることがどんなふうに自分の生活や将来にかかわってくるのが、子どもたちにもっと見えてくれば、家庭で学習することも楽しくなるはずです。家庭での学習環境づくりのサポートに、学校や家庭や行政がしっかりと考えた取り組みをしていきたいと思えます。

(参考資料)

- ・平成23年度全国学力テストの結果及び傾向と対策、分析
- ・北栄町まちづくりビジョン（教育部分の抜粋）
- ・北栄町教育ビジョン
- ・地方自治法（抜粋）
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	3-1	質問議員名	池田 捷昭 (9番)
質問事項 (質問要旨)	本町の教育行政について ・ 町長の現状認識と目指す具体的教育目標について ・ 教育委員長の常勤化について ・ 教育委員長のいじめ問題・学力テスト結果分析と対応策、教育行政全般に対する取り組み姿勢について		
答 弁 者	町 長	担 当 課	教育総務課

〔答弁要旨〕

池田議員のご質問にお答えします。

北栄町の教育の現状に対する認識についてのお尋ねでございますが、年度当初に行なわれた全国学力・学習状況調査結果の町内の小中学校の結果につきましては、教育委員会からの報告により十分に認識しているところでございます。たとえば、【教科に関する調査】において、小学校では国語の「読むこと」の領域と算数の「数量関係」の正答率が全国を下回っているけれど、理科の平均正答率は全国及び県を上回っていることや、中学校では国語の「活用問題」正答率は全国及び県を上回っているが、数学の「活用問題」になると正答率が全国を下回ること、次に【質問紙調査】においては、小学校では「朝食を食べている」児童の割合が全国に比べ高く、規則的正しい生活が出来ている傾向があること、中学生では「地域の行事に参加している」生徒の割合が高いことなどがわかっております。

このような結果を分析するとともにその傾向を捉え、各学校においては、教育委員会の指導のもと、学力向上に向けた対策をとっていただいております。今後も、教育委員会とともに、教師の指導力の向上と併せ、基礎基本の定着と活用する力が身に付く授業づくりや家庭学習の定着を図り、学力向上に繋げていきたいと考えております。

次に、具体的教育目標でございますが、町の「北栄町まちづくりビジョン」の基本目標「ゆたかなまちづくり」に「未来をつくる教育の推進」あげ、「子どもがすくすくと育つ環境づくり」を進めることを掲げております。

その中には、子どもの目が輝き、笑顔で学習や活動に取り組み、学ぶことの大切さや喜びを味わいながら、基礎的・基本的な内容を身に付け、自ら学び・考え・行動する力を育成する学校教育を進めることなどをあげております。具体的な施策としましては、少人数学級の実施のため、小学校3・4年生の学級編成にあたっては、33人で学級を編成するという北栄町独自の基準を設けております。これは、小学校中学年の学習の傾向を捉え、40人の国基準や35人の県の基準より、児童数を少なくしきめ細かな指導ができるよう手厚い措置をしております。また、各学校にICT教育活動支援員を配置するほか、夏休み中の学習習慣の継続と学力並びに学習意欲の向上を図る「サマースクール（夏休み中の勉強会）」の実施、また、小学校1年生から4年までの児童に外国語に親

しませるための外国語教育指導員を、町単独で配置しております。そのほかに、学校における図書室の図書購入費の予算を、小学校では一人あたり2,800円、中学校では4,000円として、図書の充実を図り調べ学習等に活用しています。

私は、このような施策を推し進めることが、「北栄町まちづくりビジョン」の「子どもがすくすくと育つ環境づくり」や教育委員会が作成している「北栄町教育ビジョン」の、「豊かな心と自ら考え行動する力を持ち、自己実現ができる人」に育てることにつながると考えております。

次に、教育委員長を常勤にしてはどうかのご提案でございますが、まず、はじめに、地方自治法の第180条の5におきまして、教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会など普通地方公共団体におかなければならない委員会及び委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とするとの定めがございます。このことにより教育委員長も非常勤となっているところでございます。

そのうえで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」におきまして、教育長がその職務として、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどることが定められております。これにより、教育長が常勤で公務にあたっているところでございますので、委員会を代表する教育委員長と教育長とがより一層意思疎通を

していくことで、委員会及び福光教育委員長の北栄町の教育行政に対する思いは反映されるものと考えておりますので、教育委員長を常勤化するということは考えておりません。

(参考資料)

- ・平成23年度全国学力テストの結果及び傾向と対策、分析
- ・北栄町まちづくりビジョン（教育部分の抜粋）
- ・北栄町教育ビジョン
- ・地方自治法（抜粋）
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	8-1	質問議員名	長谷川 昭二(10番)
質問事項 (質問要旨)	子育て支援の拡充について ・保護者家庭における経済状況の困窮化が進み、給食費の滞納も増加している。保護者負担を軽減し、子育てを支援するため、給食費の助成を行なうことについて伺う。		
答 弁 者	教育委員長	担 当 課	教育総務課

〔答弁要旨〕

長谷川議員のご質問にお答えします。

先ほどの町長の答弁にもございましたように、経済的に困窮する保護者に対しては、就学援助費制度があり、義務教育における困窮家庭への支援は行なわれていると思っております。

議員のおっしゃる、子育て支援という観点からの、すべての保護者の負担軽減になるような給食費の助成については、たしかにある面では子育て支援にも繋がる部分はあるとは思いますが、現在のところ、教育委員会としても実施することについては、考えておりません。

教育委員会としましては、病時保育や病後時保育、一時保育、休日保育、子育て支援センターでの取り組みなどを充実させることによる、子育て支援を継続として行なっていきたいと考えております。

(参考資料)

・北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則

- ・倉吉市学校給食費徴収条例施行規則（第3子軽減実施）
- ・中部他町の給食単価及び補助金状況
- ・給食費滞納状況表（合併以後 H18年度～）

一般質問答弁書

質問事項番号	8-1	質問議員名	長谷川 昭二(10番)
質問事項 (質問要旨)	子育て支援の拡充について ・保護者家庭における経済状況の困窮化が進み、給食費の滞納も増加している。保護者負担を軽減し、子育てを支援するため、給食費の助成を行なうことについて伺う。		
答 弁 者	町長	担 当 課	教育総務課

〔答弁要旨〕

長谷川議員のご質問にお答えします。

保護者負担の軽減のため、給食費の助成をということですが、現在、保護者の経済的理由により児童・生徒の就学が困難と思われる場合におきましては、給食費をはじめ、学用品費・通学用品費等を「北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則」に基づいて支給し、平成23年度からはクラブ活動費や児童生徒会費を加えて支援をしております。

また、学校給食費は、給食提供にかかる食材の購入等にかかる費用のみを保護者に負担していただいているもので、その1食あたりの単価は小学校が270円、中学校が320円で、平成21年度より据え置いた単価のままで、他の市町と比較しましても特に高額ではなく、美味しい給食を提供しております。今年度は、認定こども園の開設に併せ、保育料の減額改訂を行なうなどの子育て支援策を実施しており、給食費の助成による新たな子育て支援について、現在のところは考えておりません。

(参考資料)

- ・北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則
- ・倉吉市学校給食費徴収条例施行規則（第3子軽減実施）
- ・中部他町の給食単価及び補助金状況
- ・給食費滞納状況表（合併以後 H18年度～）

一般質問答弁書

質問事項番号	9-2番	質問議員名	阪本和俊議員(14番)
質問事項 (質問要旨)	9-2 前田寛治による町づくりについて		
	<p>9月議会に於いて、歴史民俗資料館についての質問の中で北栄町の所蔵する作品数はいくつあるのか伺いましたが、5点あるとのことでした。10数年前県立美術館の建設運動があった際、旧北条町は積極的な設置運動を行ってこられたと伺っておりました。日本を代表する画家である前田寛治の出身地でもあり、町内には町が所蔵する5点のほか、個人的にも多くの作品をお持ちの方もいるようであります。</p> <p>この際、所蔵している町民にも協力を願い、青山剛昌ふるさと館と連携し、特別展でも開催されたいかがでしょうか。現状では、杜撰な管理と言わざるをえません。せっかくの町の財産です。宝の持ち腐れにならないように有効活用すべきと考えますが伺います。</p>		
答弁者	町長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

次に、前田寛治によるまちづくりについてのご質問にお答えします。

北条歴史民俗資料館は、旧北条地区の歴史文化資料の収集保管及び展示する場として平成2年11月にオープン、開館記念として特別企画展「前田寛治展」を開催し町内外より多くの方に参観して頂きました。

館内には、砂丘地農業に関わる農具並びに生活民具や古文書等資料のほか、前田寛治をはじめとする数多くの芸術家を輩出している地域柄もあり、美術品の収集、保存をしており、現在、前田寛治作品5点のほか、前田寛

治と共に鳥取県中部の芸術文化活動の中心であった「砂丘社」の創立メンバーの前田利三、増田英一作品、さらに米本一郎、伊藤武、奥谷俊治、最近では越野邦夫作品など、30点の美術品を収蔵している所でございます。

この他にも、現在常設展示を行っている陶芸家の生田和孝作品を215点なども収蔵しております。

これらの収蔵美術品については第1・第2展示室で特別企画展を開催し、広く町内外へ情報発信を行い鑑賞の機会を設けている所でございます。

ちなみに、平成2年11月開館以降実施した企画展は157回に上り、(新町となってからは67回)本館収蔵品、あるいは本町ゆかりの作品を所有者・県立博物館等から借用するなどして、北栄町の文化芸術の発信を行い、収蔵品の有効活用を図っている所でございます。

前田寛治の作品展ということで申し上げます、平成2年度の開館記念企画展「前田寛治展」、平成11年度の県博物館巡回展「前田寛治展・油彩と素描」、平成14年度の特別企画展「前田寛治が描いた人物展」、平成17年度の「郷土が誇る洋画家「前田寛治作品展」」、平成20年度には「県博物館所蔵前田寛治素描展」と開館以来5回開催実施をしているところでございます。

このように、前田寛治の特別企画展示は、機会をとらえて実施しており、本館の収蔵作品については毎年年度末に開催している収蔵品展等で適時展示しておる所でございます。

北条歴史民俗資料館では、来館者が郷土の輩出した多くの芸術家の作品にふれ、北栄町の文化に接する事により郷土に誇りを持ち、郷土愛の醸成

が図れるよう、これからも郷土の芸術家シリーズを中心に企画展示を行い、日本を代表する画家、前田寛治の作品については、県博物館所蔵品、倉吉博物館所蔵品更に、可能な限り個人所蔵作品もお借りするなどし、今後合併10周年記念などのような節目で実施したいと考えます。

次に、青山剛昌ふるさと館との連携と言う点では、ふるさと館の情報コーナーに北条歴史民俗資料館の企画展情報を置き、来館誘導するなど、地元文化芸術に係る情報発信の場として連携をとりたいと考えています。

【想定追求質問】

問1) 本町は、日本を代表する前田寛治の生誕地であることから、節目節目ではなく、もっと活用して町おこしをするべきではと考えるが。

答1) 確かに前田寛治は日本を代表する画家のひとりであり、本町の誇るべき財産。ただ、著名度の差はありますが本町には前田利三を始め数多くの郷土の芸術家が出ておられますので、メリハリの利いた展示を行い芸術文化発信を行い、ひいてはそれが郷土愛の醸成による町おこしにつながるものと考えている。

問2) 青山剛昌ふるさと館で前田寛治の特別展を開催し、もっと幅広い人に見てもらおう考えはないのか？(阪本議員に確認した所、これは困難だろうとの事) また、現在空き施設となっている健康福祉センターなどでも特

別展を開催したらどうか。

答2) 現在のふるさと館は名探偵コナンをテーマとして展示をしており、しかもそのための入館料を頂いているわけでございまして、ここで前田寛治作品の特別展を実施する事は、現段階としては、展示テーマが違う事、入館者の入館目的とも差異がある事等により、困難であると考えます。また、健康増進センターでも特別展を開催してはとの事だが、節目に開催する特別展であれば、評価額が高価なものもあり監視員等の配置措置などでセキュリティを万全にし、期間限定で第2展示場と言う位置付けで実施は可能と考える。

(参考資料)

※県立博物館・倉吉博物館の前田寛治作品収載状況

- ①県立博物館＝油彩画45点 デッサン画317点
- ②倉吉博物館＝油彩画15点 デッサン画 25点

※北条歴史民俗資料館企画展示一覧表

平成24年11月26日

北 栄 町 長 松 本 昭 夫 }
 北栄町議会議長 青 亀 恵 一 } 様
 北 栄 町 教 育 委 員 会 }

鳥取県東伯郡北栄町国坂680番地
 北栄町立北条小学校PTA
 会 長 北 川 昌 信

教育環境・施設・設備の充実に係る陳情書

貴職には、平素より北条小学校の教育振興につきまして、格別な御高配を賜り、心から感謝申し上げます。また、本町単独の中学年における33人学級の設置及び学校司書補佐員、学校主事補佐員、特別支援教育補佐員の継続をしていただき感謝申し上げます。

さて、昨今の国及び各地方自治体の行財政は年毎に厳しさを増しており、並々ならぬ御苦労があるかと存じます。しかし、21世紀を心豊かにたくましく生きていく子ども達を育成していくためには、ソフト及びハード両面で常に時代の要請に即した学校教育環境の整備充実が必要であると考えています。

つきましては、下記の事項について、特段の御配慮を賜り、早期に実現できますよう本PTAの総意をもちまして切にお願い申し上げます。

記

【要望事項】

1 茶臼山への山道整備

東日本大震災の教訓を踏まえ、本校においても防災教育・防災対策等の重要性を再認識しているところです。中でも、想定以上の津波が来たときの適切な避難場所や避難経路の確保が課題となっております。そこで、災害時における児童の安全確保のために茶臼山への山道整備を切にお願いします。

2 33人学級(中学年)の継続

中学年はこの基準による学級編成で学習時の個別支援はもとより学習内容や学習規律・基本的生活習慣の定着など、個に応じたきめ細かな指導ができるとともに、担任と保護者との連携も綿密となり、教育効果が高まっていますので、来年度以降も継続をお願いします。

3 学校司書補佐員、学校主事補佐員、特別支援教育補佐員の配置継続








学習に図書館を活用する上で、学校司書の役割は大変重要です。司書がいる図書館であってこそ学習効果が大きいと思います。

教員が子ども達の指導に集中することができるのは、校内の多岐にわたる仕事を学校主事の方にしていただいているからです。

また、個々の目標に合った特別支援教育を進めるために、特別支援教育補佐員を配置していただいております。その効果は確実に高まっています。来年度の特別支援学級児童数は、さらに増加が見込まれることから2名の増員をお願いします。

4 バス通学に係る統一基準の設定と適切な対応について

児童のバス通学については例年お願いをしているところでありますが、大栄小学校と北条小学校ではバス通学区域の基準が違っているようです。バス通学に係る基準を統一していただき、児童が安心・安全にバス通学ができるようお願いします。

教育長	主管 課長	室長	主幹	副主幹	回	議	主査
							

平成24年11月14日

北栄町教育委員会
教育長 岩垣 博士 様

北栄町由良宿213番地
北栄町立大栄小学校
PTA会長 大西 慶祐

大栄小学校通学路の危険箇所および学習環境等の改善について(要望)

晩秋の候、貴職におかれましては、ご多用の毎日をお過ごしのことと拝察いたします。関係各位の絶大なるご理解とご協力により、本校PTA活動も順調に進んでいるところであります。誠にありがとうございます。

さて、子どもたちの健康安全や一人ひとりを大切にする学習環境の改善・充実について、下記の点につきまして何卒一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

要望事項

【学習環境などの改善】

- ①平成25年度1、2年生の30人学級と3、4年生の33人学級、4、5年生の35人学級の適用の継続
- ②平成25年度 町負担の教職員の配置(学校主事補佐員・学校司書補佐員・ICT教育活動支援員)の継続と特別支援教育補佐員の増員(2名配置)
- ③教室の前面黒板の取替え
- ④第1音楽室のオルガン及び電気配線の撤去と机・いすの購入
- ⑤児童用パソコンの増設と机・いすの購入
- ⑥トイレの入り口の水道付近の塗り替え
- ⑦家庭科室の調理台更新
- ⑧教室の学習計画記入黒板と後ろの黒板の塗り替え
- ⑨第1・第2理科室にエアコン設置
- ⑩非常階段のサビ落としと塗り替え
- ⑪体育館下屋根雨樋清掃と修繕
- ⑫正面玄関から大校門までのバス通路と校庭周辺の樹木の枝落とし
- ⑬校庭バックネットのサビ落としと固定

【通学路等の危険箇所の改善】

- ①由良2区の旧鳥取SK跡地の処分
- ②東園地区の通学路の道幅が狭く危険
- ③由良1区運転免許場跡地の通学路の看板設置
- ④六尾北から大栄小学校までの通学路の看板の設置

【通学路等の除雪作業】

- ①通学路の速やかな除雪作業



陳情書

北栄町立

大栄小学校 P T A

要望事項

【学習環境などの改善】

① 平成25年度1, 2年生の30人学級と3, 4年生の33人学級、5, 6年生の35人学級の適用の継続

30人学級の適用によって、教育的配慮や支援が充実し、子どもたちの持つ能力や可能性を伸長するための指導ができやすくなります。特に低学年では、ぜひとも1, 2年生の30人学級の適用の継続を実現していただきますようお願いいたします。

また、3, 4年生において33人学級、5, 6年生において35人学級の適用の継続をお願いしたいと思います。各学年とも家庭的な課題を持っている子、特別な支援・配慮が必要な児童が増えてきています。それぞれの児童の課題に寄り添って支援していくためには、必要だと思います。学年が上がると、漢字の習得数が急増したり、抽象的な思考場面が多くなったりし、個人差が急に広がる時期であることを考えれば、指導の観点からまたいへんありがたい配慮になります。よろしくをお願いいたします。

② 平成25年度 町負担の教職員の配置(学校主事補佐員・学校司書補佐員・ICT教育活動支援員)の継続と特別支援教育補佐員の増員(2名配置)

学校主事補佐員の配置により、学校環境の整備、給食の配膳回収の業務など教育活動の支援をしていただいております。

また、現在1名の特別支援教育補佐員の配置により、それぞれの子どもに対応した指導ができ、大変ありがたく思っております。特に今年は家庭的にも子どもの状況からも配慮を要する子どもが多く、その子ども達に丁寧に関わっていただくことができ、だんだん落ち着いた環境の中で子どもたちが過ごせるようになりました。障がいのあり方により対応の仕方は多岐に及びます。また、自立的な行動が取れるように細やかな支援が必要です。本年度、特に低中学年において配慮を要する子どもがかなり増えてきており、今年1名でしたが、来年度は子ども達のためにもぜひ2名に増員していただきたいと思っております。

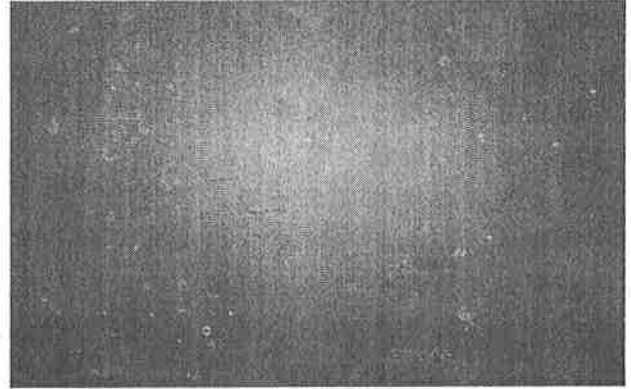
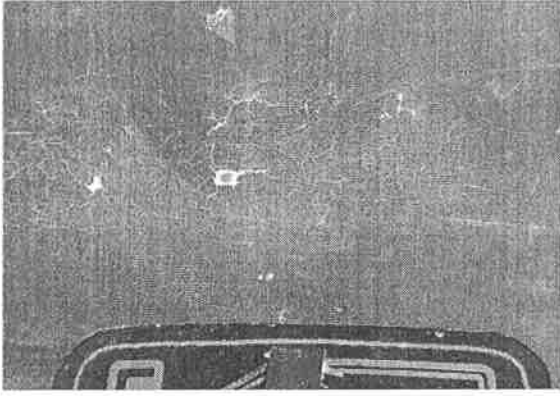
また、学校図書補佐員を配置していただき、子どもたちの読書の推進や学校支援センターとしての図書館としてとても役立ちました。常時人のいる図書館こそ、子ども達が読書を楽しむ大切な環境だと考えています。

また、ICT教育活動支援員を配置していただき、授業で使用する教材・教具等をパソコンで作成していただいたり、職員のパソコン操作等の相談にのっていただいたりして、情報機器を使った授業が多く実施され、子ども達にとって楽しく、分かりやすい授業が展開されつつあります。特に配慮を要する児童の中にはパソコン等の視覚的な映像等が理解しやすいこともあります。パソコン室での授業や休憩時間にも子ども達にかかわっていただくことで、パソコンに興味を持つ児童も増えていきます。

来年度も学校主事補佐員、学校図書補佐員、ICT教育活動支援員を継続して配置していただきますことと、特別支援教育補佐員を1名増やして2名配置していただきますようお願いいたします。

③教室の前面黒板の取替え

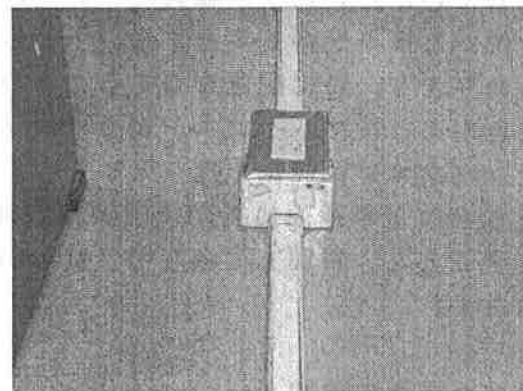
教室の前面黒板が老朽化し、表面の何箇所か丸い形で剥がれている部分があったり、傷がついて剥がれやすくなったりしており、大変書きづらくまた板書も見づらいです。磁力も弱くなり貼ったものがずり落ち掲示できないものもあるため、黒板の状態の悪いものから取替えが必要です。



④第1音楽室のオルガン及び電気配線の撤去と机・いすの購入

第1音楽室のオルガンは平成元年～3年に購入されたものであり、古くなり使えないものがほとんどです。現在は机代わりとして使用していますが、机としては高くそれに合わせたいため、座ると足が床につかない児童もいます。また、開校当初からのML設備も使用できず、電気配線やコンセントも不要です。その電気配線やコンセントは床の上に出ており、児童が移動する際も足元が危険ですので撤去を要します。

併せて、オルガン・電気配線・コンセントの撤去の後は、普通教室用机・いすを設置し学習できるようにしてほしいです。



⑤児童用パソコンの増設と机・いすの購入

現在、コンピュータ室に児童用パソコンが34台設置されています。現3年生は2クラスとも特別支援学級の児童を含めると、児童数35名です。調べ学習等の際、児童が自分の課題について追求するには、1人に1台パソコンを使用できるようにしたいです。併せて、机

といすの購入もお願いします。

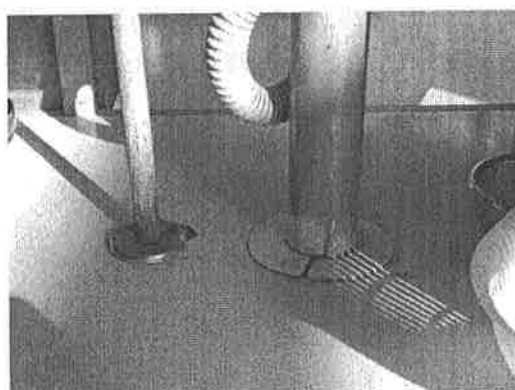
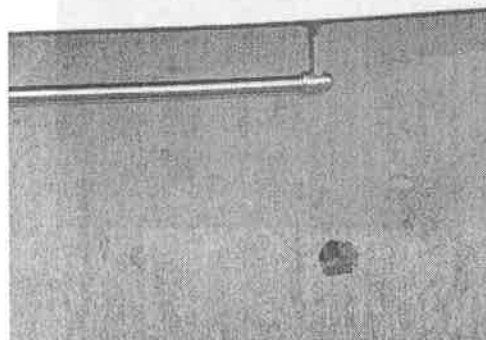
⑥トイレの入り口の水道付近の塗り替え

トイレ入り口の水道付近の水そうの色が剥げていたり、汚れがひどく磨いてもきれいに
ならないため、子どもにとって衛生的で気持ちのよいスペースにするためにも、塗り替え
が必要です。



⑦家庭科室の調理台更新

家庭科室の調理台は、昭和50年の開校当初からのものであり、38年もたち古くて大
変不衛生です。扉や引き出しの板が外れやすくなっているところもあり中の調理用具等
出し入れするのに危険です。また、内側は錆や割れ目などもあり大変不衛生です。調理台
は5・6年の家庭科の学習だけでなく、他の学年も生活科・総合的な学習・学活等で使用
しますし、親子会などでも多くの学年が親子で使用します。安全面、衛生面からも早急の
改善が必要です。

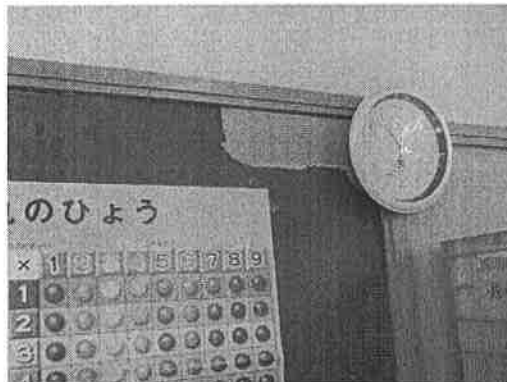


⑧教室の学習計画黑板、背面黑板の塗り替え

教室の前面黑板右側の学習計画記入黑板は、開校当初からのものであり38年もち、古いうえに子ども達の使用している連絡帳の様式と合っていません。平成24年度は1～3年のみ設置したので平成25年度は4～6年も設置してほしいです。また、後ろの黑板も同様に古く、一部に黑板塗装がはがれ、磁石が使えません。塗り替え、できればホワイトボードに替えていただきたいです。



(学習計画黑板)



(背面黑板)

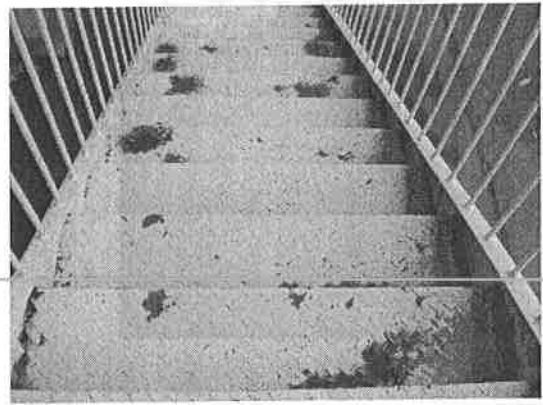
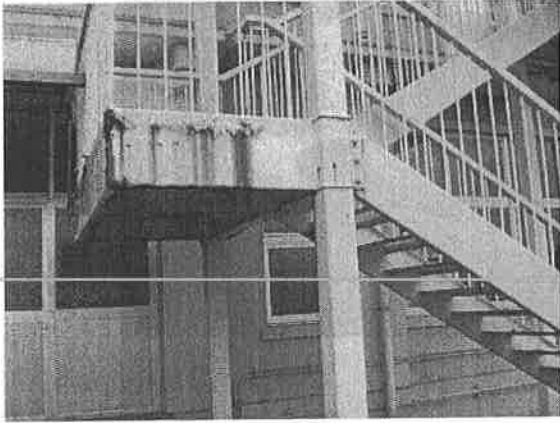
⑨第1・第2理科室にエアコン設置

理科室は廊下側が全面教具棚になっていて、通気性が悪いため大変暑く、授業に支障をきたしています。扇風機では、実験に支障があるので、エアコンを設置していただきたいです。また、理科室は理科の学習以外にも算数の少人数指導等で頻繁に使用しています。ぜひ、設置していただきたいです。



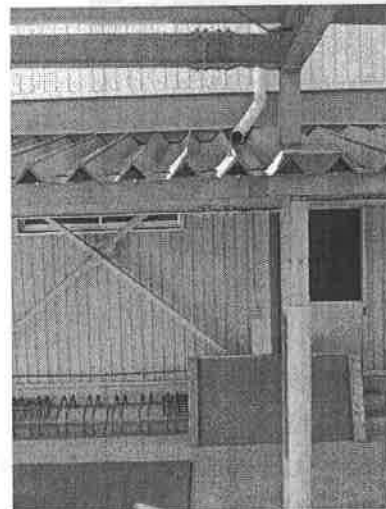
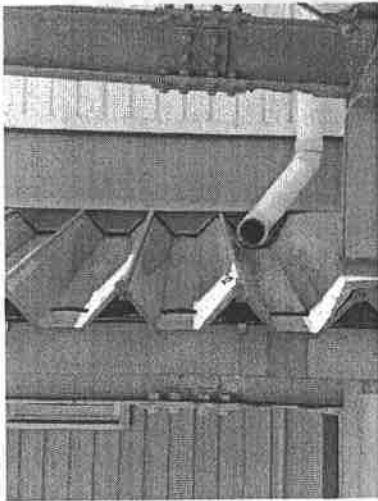
⑩非常階段のサビ落としと塗り替え

校舎東側の非常階段はペンキが剥げて、サビの浮いている部分があります。非常時に大切な階段であり、いざという時に使えないようでは子どもの安全のためにも困ることです。早急の対応をお願いします。



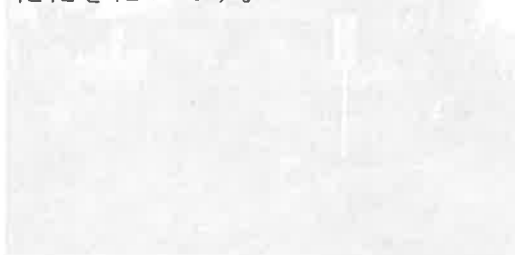
⑪ 体育館下屋根雨樋清掃と修繕

雨量の多い時および融雪時に、体育館の大屋根からの雨水が集水されますが、樋が詰まっているために排水されず、屋根から滝のように雨下が落ちてきます。軒樋の清掃及び修繕をお願いしたいです。



⑫ 正面玄関から大校門までのバス通路と校庭周辺の樹木の枝落とし

学校から大校門までのバス通路脇の樹木が大きくなり、枝が通路からはみ出していて、スクールバスの運行に支障をきたしています。また、校舎周辺の樹木はたいへん高くなっていて、台風や積雪により折れたりして危険です。遊具にかかっている枝もあり、枝落としをしていただきたいです。





⑬校庭バックネットのさび落としと固定

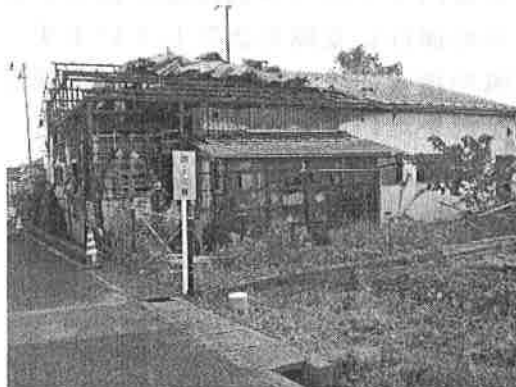
学校教育には、使用しないため撤去も可能ですが、もし、社会教育の際に必要であれば、さび落としと固定をお願いします。



【通学路等の危険箇所の改善】

①由良2区の旧鳥取SK跡地の処分

昨年5月に火災が発生し、建物が処分されず、そのままになっています。前の道は児童の通学路ではありませんが、児童はここを歩いたり、自転車に乗ったりして友だちの家に行きます。風雪等で建物の一部が道路の方に飛んできたりすると怪我のおそれもあります。また、この建物の中には山陰本線も走っており、線路や列車の上に建物の一部が落ちることにより事故も心配されます。早急の対応をお願いします。



②東園地区の通学路の道幅が狭く危険

通学路の道幅が狭く、車が通るのもやっとの状況もあり危険です。グレーチングで蓋をして、車も余裕を持って通れるようにして児童の安全を守ってほしいです。ずいぶん前から保護者からも話が出ています。事故があってからでは遅いので、よろしくお願いします。



③由良1区運転免許場跡地の通学路の看板設置

由良1区の運転免許場跡地の道路沿いのフェンスに、以前設置してあった通学路の看板が下に倒れそのままになっています。看板自体の文字も消えかかっています。

この道路はお台場公園に向かう道でもありますし、県外車も走ることが予想されます。また道幅も狭く歩道もついていません。子ども達の通学の安全を確保するためにも、通学路の看板の設置をお願いします。



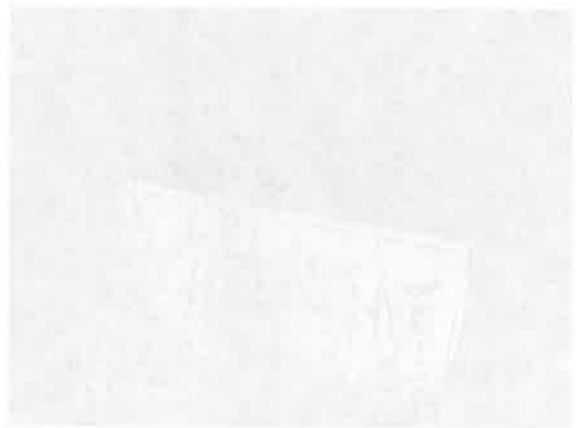
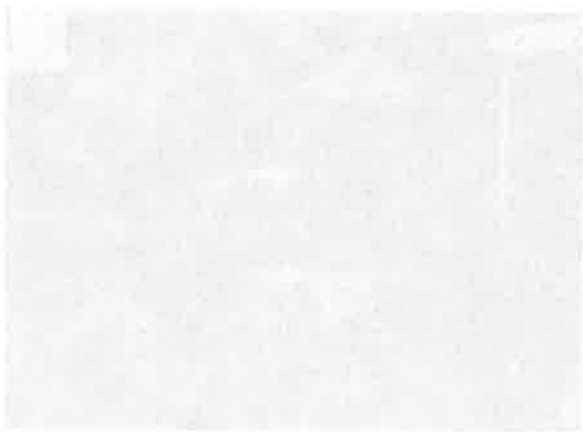
④六尾北から大栄小学校までの通学路の看板の設置




六尾北の児童の通学路は倉吉方面から大栄小学校の方に向かう車、またその逆方向の車も多く、特に朝の登校時にはかなりの交通量があります。できれば鳥取中央育英高校のグラウンド横の道路の反対側（田んぼ側）に通学路であることが分かる看板が設置して欲しいです。

【通学路の除雪作業】

①通学路の速やかな除雪作業

冬になり大雪に見舞われた時には、児童の登下校に支障のないよう、速やかな除雪をお願いいたします。本校の約半数はスクールバスで通学しますが、半数は徒歩での通学です。どちらの児童にとっても安全面を考慮し、除雪により通学路の確保をお願いします。



	室長	主幹	副主幹	回	議	
						

北栄町教育委員会 様

平成24年12月3日

北栄町立北条中学校 P T A
会 長 石尾 篤



施設・設備の改善に関する要望書

貴台おかれましては、平素より北条中学校の教育振興につきまして、厳しい財政状況の折りにもかかわらず、施設・設備の充実にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。併せまして、より一層教育環境の充実が図られることをお願いしたいと存じます。

先日、P T A 運営委員会におきまして協議いたしましたところ、下記の事項について改善していただきたく、ここに要望書を提出し早期に実現できますよう本 P T A の総意を持ちましてお願い申し上げます。

記

1 教室及び廊下の掲示板クロスの張替

○現在、年次的に教室及び廊下の掲示板クロスの破損箇所の張替をしていただいています。生徒が日々使う教室及び廊下の掲示板クロスの張替を急いでいただくことにより、整然とした環境の中で学校生活を過ごすことができるを考慮しており、教室及び廊下の掲示板クロスの張替をお願いしたいと存じます。

2 体育館バスケットボールコートのラインの引き直し

○体育の授業や部活動で生徒はバスケットボールを行っています。平成23年度のルール改正によりコートが変更になりました。現行のルールに則ったコートで生徒が活動させていただくようコートのラインの引き直しをお願いしたいと存じます。

3 特別活動室エアコン設置

○2階特別活動室は、西日が差し込み夏場は高温となります。現在、夏場の P T A 研修を行う際には、冷房設備のある3階の視聴覚室を利用させていただいています。ただ、3階の視聴覚室はカーペット敷で机や椅子が使えないため、研修内容によっては使いにくい状況があります。また、生徒の夏期休業中の補習では、主に冷房設備のある図書室を利用させていただいていますが、図書室の本来の目的である読書推進や調べ学習での活用という面で、生徒が制約を受けている面があります。そのため、特別活動室に冷房装置を完備していただき、夏場の P T A 研修や夏期休業中の生徒の補習等に活用させていただくようお願いしたいと存じます。





市長	主管課長	室長	主幹	副主幹	回	議	主査

平成24年12月3日

北栄町教育委員会 様

北栄町立大栄中学校 P T A
会 長 伊 藤 国 興



施設・設備の改善に関する要望書

秋冷の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より大栄中学校の教育振興につきまして格別なご高配を賜り心から感謝申し上げます。

さて、昨年度要望いたしました部室棟の屋根の補修、ペンキの塗り直しや自転車小屋の改修につきまして早速実施をしていただき、深く感謝申し上げます。今後ともより一層、本校教育環境の充実が図られますよう、よろしくお願い致します。

つきましては、P T Aによる施設点検を実施したところ、下記の事項につきまして改修・改善をしていただきたく、ここに要望書を提出し早期に実現できますよう本 P T A の総意を持ちましてお願い申し上げます。

記

- 1 各教室背面黒板の塗装をしてほしい。
・年数が経ち傷んでいる。既に書いてある線が利用しにくい。
- 2 25mプールの設置及びプール更衣室・機械室等の改修をしてほしい。
- 3 部室棟の改築をしてほしい。
・ドア、窓枠などたびたび修理をしている。
- 4 各階の手洗い場が古くて汚いので、改修してほしい。
- 5 駐車場のラインの塗装はがれているので、塗ってほしい。
・夜の会など駐車スペースがわからないので、無造作に置かれており、奥（自転車後や前）に入った時、Uターンが困難な場合もある。

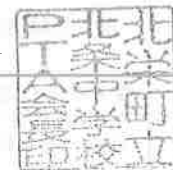


教育長	主管長	室長	主幹	副主幹	回	議	主査
							

北栄町教育委員会 様

平成24年12月3日

東伯郡北栄町由良宿 340
北栄町立大栄中学校 PTA
会 長 伊藤 国興
東伯郡北栄町土下 100 - 1
北栄町立北条中学校 PTA
会 長 石尾 篤



教育環境・施設・設備の充実に関する陳情書

秋冷の候、貴台におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より大栄中学校並びに北条中学校の教育振興につきまして、格別なご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

本年度においても、厳しい財政状況の中、補佐員・支援員の配置等を継続していただきありがとうございます。子ども達に、きめ細やかな指導ができ、大変喜んでおります。

さて、昨今の国および各地方自治体の財政は、年毎に厳しさを増しており、並々ならぬご苦労があるろうかと存じます。しかしながら、社会の急速な変化の中で、家庭・地域・学校が連携しながら教育を進めていく必要性がさらに高まっています。21世紀を心豊かにたくましく生きていく子ども達を育成していくためには、ソフト・ハードの両面で常に時代の要請に即した学校教育環境の整備充実が必要であると考えています。

つきましては、次の事項について、特段のご配慮を賜りますように、両 PTA の総意をもちまして切にお願い申し上げます。

記

1 33人学級の継続・拡大をお願いします。

学習規律や学習内容・基本的生活習慣の定着、いじめの未然防止など個に配慮したきめ細やかな指導や、担任と保護者との連携を密接にし、教育効果を高めるために、今後も全学年において33人学級措置を受けることができれば、子ども達に寄り添ったきめ細やかな指導ができます。

厳しい経済状況下ではありますが、是非、来年度以降も33人学級をお願いします。

2 学校司書、学校主事、教員補佐員（特別支援教育補佐員）ICT教育活動支援員の継続をお願いします。

現在、学校における図書館教育の充実が叫ばれています。読書をするだけでなく、学習に生かす図書館教育のより一層の充実が必要であると考えています。司書がいる図書館であってこそ教育効果が大きいと感じています。是非、配置の継続をお願いします。

学校主事の仕事は、多岐にわたっています。教員が子どもたちの指導に集中することができるのは、学校主事の方がおられてこそです。是非、配置の継続をお願いします。

今年度も個々の目標にあった教育を進めるために教員補佐員（特別支援教育補佐員）を配置していただいております。効果をあげています。今後も、特別支援教育充実のために是非、配置の継続をお願いします。

今年度もICT教育活動支援員の配置していただいております。各校のコンピュータを利用した学習活動はもとより、校務へのコンピュータ活用の推進・各校のホームページの充実など効果をあげています。今後もICT教育充実のため是非、配置の継続をお願いします。

上記4名の配置を継続していただきますようよろしくお願いいたします。

3 通学路の安全確保をお願いします。

先般も学校・町教育委員会・町行政等が連携した緊急点検を実施していただいておりますが、大栄町立北栄中学校PTA、北条中学校PTAでは、生徒の安全確保のために通学路の点検をしています。歩道等が不備で、危険な箇所がありますので改善していただきますようお願いいたします。（別紙資料参照）



通学路における危険箇所の点検・報告

大栄中学校PTA生活指導部
2012年6月～7月 実施

危険箇所(場所)	状況・要望など	H23回答
園芸試験場周辺	・植木があり、視界が悪い。 ・スピードの出た状態で渡ると車とぶつかる可能性がある。 ・大型トラックの出入りも多い。	⑮道幅も広く、歩行者とも注意して通行していただけたら、交通安全意識向上のための啓発は引き続き行う。
青木～スイカ選果場 スイカ選果場～比山 比山～園芸試験場	・湾曲道、上下道、通学時間帯と社会人の通勤時間が同じくらいで歩道がない。車、トラックには少し心配する。 要望として、歩道をつけてほしい。	
北和の辺り	・歩道がくぼんでいたりして車輪がとられたり、雨が降れば水たまりができてしまう。	
合銀前交差点	・車のスピードも速く、子どもが走って渡る姿を見た。H23年度の回答に車、歩行者とも注意して通行してもらえたらと書いてあったが、引き続き交通安全意識向上啓発しなければならないと思った。 ・信号機の設置 ・車の合間をぬって、かなり危険な横断がある。 ・通学時間に交通量が多く、横断が難しい。以前も信号機を設置してもらえないかと要望を出したが、信号と信号の間に短く、もう一つ設置することは出来ないとの返答であった。 しかし、市内では同じ条件でも設置されているとの意見もあり、押しボタン式でも良いので信号機を設置してもらいたい。	④道幅も広く、歩行者とも注意して通行していただけたら、交通安全意識向上のための啓発は引き続き行う。
下種 (倉吉 今在家からの 道との交差点)	・一時停止しない車があり、危ない。	
上種・茶葉条間 西高尾	・夜道が暗い。 ・農道から車が停止せずに一般道に出てきて、歩道を走る自転車と接触しそうになることがあるようだ。自転車も気を付けて通行しないと危ない。 ・車への呼びかけ必要かと思う。	⑳人通りも少なく街頭も少ないことについては、通学路の変更を検討していただきたい。
六尾北～中央育英 野球場手前の カーブ	・グランド手前のカーブや用水路付近の草の背丈が高くなることがあり、前が見づらい。 (学校から帰ってくる自転車の発見が遅れる。)	⑪水田の草については、農地所有者で草刈をしていただくもの、農業委員会を通じて指導する。
吉村建材さんの前 他	・道幅が狭いので、通学(自転車・徒歩)が危険。車にスピードを落としてもらうようにしてもらいたい。	⑧片側だけでも外側線を引き、歩道が確保できないか検討
千目～六尾間の アップダウンのある道 路	・昨年度は道路脇の草が生い茂っていたり、木の枝が伸びていて視界をさえぎったり、道路の端が分かりにくかったが、今年度の点検時は草も刈っており、比較的道路の端が分かりやすかった。 引き続き、道路及びその周辺の定期的な草刈りをお願いしたい。 ・坂道なので見通しが悪く、不審者が止まっても直前まで気付にくい。(昨年度と同じ)	⑪水田の草については、農地所有者で草刈をしていただくもの、農業委員会を通じて指導する。
由良川沿いの 瀬戸～六尾～六尾北	・歩道をつけて整備してほしい。	⑫用地交渉の問題から整備が進んでいない場所がある。
亀谷神社～ 消防車格納庫	・歩道の幅が狭く下り坂のためスピードが出て、曲がるのに怖いそうだ。また、金属板の上ですべて車輪をとられるケースもある。	⑪段差解消、滑り止め対策を施した
県営住宅近くの 三叉路	・右から来る車が見えない。	⑩歩行者とも注意して通行していただけたら、交通安全意識向上のための啓発は引き続き行う。
瀬戸 (以前、警察官舎が あり道路の下になる所)	・死角になり、外灯もないので暗い時は危ない。外灯をつけてほしい。	
火災にあったSK跡	・屋根がめくれ、大風がふいた時、飛びそうで年月が経ってきて非常に危険。	⑦道路歩行者へ注意を促すような看板を設置。建物の取り壊しは難しい。
由良駅近くの交差点	・角の家が死角になり、由良駅の方から来る車が見にくい。	⑤見通しが良く、注意することで事故は防げられると思います。 交通安全意識向上のための啓発は引き続き行う。

通学路チェックリスト

学校：北条中学校

日付：平成24年 2月

記入者：石賀 浩明

通学路平面図内の番号

チェック箇所の簡単な絵の記入

10

横断歩道・自転車通行帯の設置

※松神、下神、曲、さつきが丘自治会児童生徒の通学路であるが、登下校時間帯は自動車の交通量も多く、スピードを出している車も多い。横断は信号があるが横断歩道等



← 下神

町道

国道313号取付道

信号機

横断歩道

横断歩道

信号機

国道313

倉吉市 ↓

通学路

→ 弓原

→ 湯梨浜町

県道羽合東伯線

← 琴浦町

項目

チェック欄

状況の記入(気がついた点)

項目	チェック欄	状況の記入(気がついた点)	
道路	①歩道 <input type="checkbox"/> ある → 歩道の幅 <input checked="" type="checkbox"/> ない → 路肩の幅	<input type="checkbox"/> 1m未満 <input type="checkbox"/> 1~2m <input type="checkbox"/> 2~3m <input type="checkbox"/> 3m以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1m未満 <input type="checkbox"/> 1~2m <input type="checkbox"/> 2~3m <input type="checkbox"/> 3m以上	
	②車道 <input type="checkbox"/> 4車線 <input type="checkbox"/> 2車線 <input checked="" type="checkbox"/> 1車線		
	③自転車の通行 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
	④照明灯 <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> なし → 照明灯の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし	
防護柵	⑤車道と歩行スペースの間のガードレール等 <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> なし → 防護柵の必要性	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> なし	
側溝	⑥歩道脇の側溝 <input checked="" type="checkbox"/> ある → 蓋の有無 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> なし → 蓋の必要性 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし	
交差点	⑦信号 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし		
	⑧横断歩道 <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> なし		
	⑨照明灯 <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> なし ※照明の位置を平面図に記入してください		
見通し	⑩歩行者の目線 <input checked="" type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 悪い		
	⑪自動車の目線 <input type="checkbox"/> 良い <input checked="" type="checkbox"/> 悪い → カーブミラーの有無	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> なし	
障害物	⑫電柱、看板等 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし		
その他	⑬過去の事故 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 不明		
	⑭その他気づいた点 車道に一時停止線はあるが、横断歩道や自転車通行帯がない。	国道313号取付道の横断には1か所押しボタン信号機があるが、町道横断、又は取付道横断の際、交通量が多く危険である。	

35

通学路チェックリスト

学校名： 北条中学校

日付： 平成24年 9月 2日

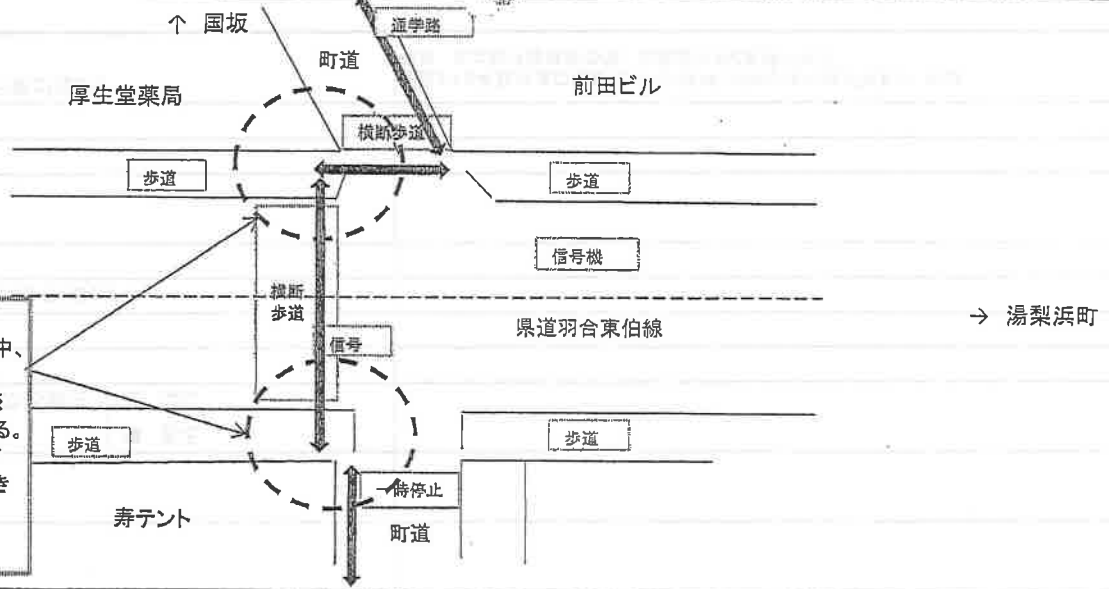
記入者： 石賀 浩明

通学路平面図内の番号 チェック箇所の簡単な絵の記入

11

歩道の改良(歩行者退避場所の確保)

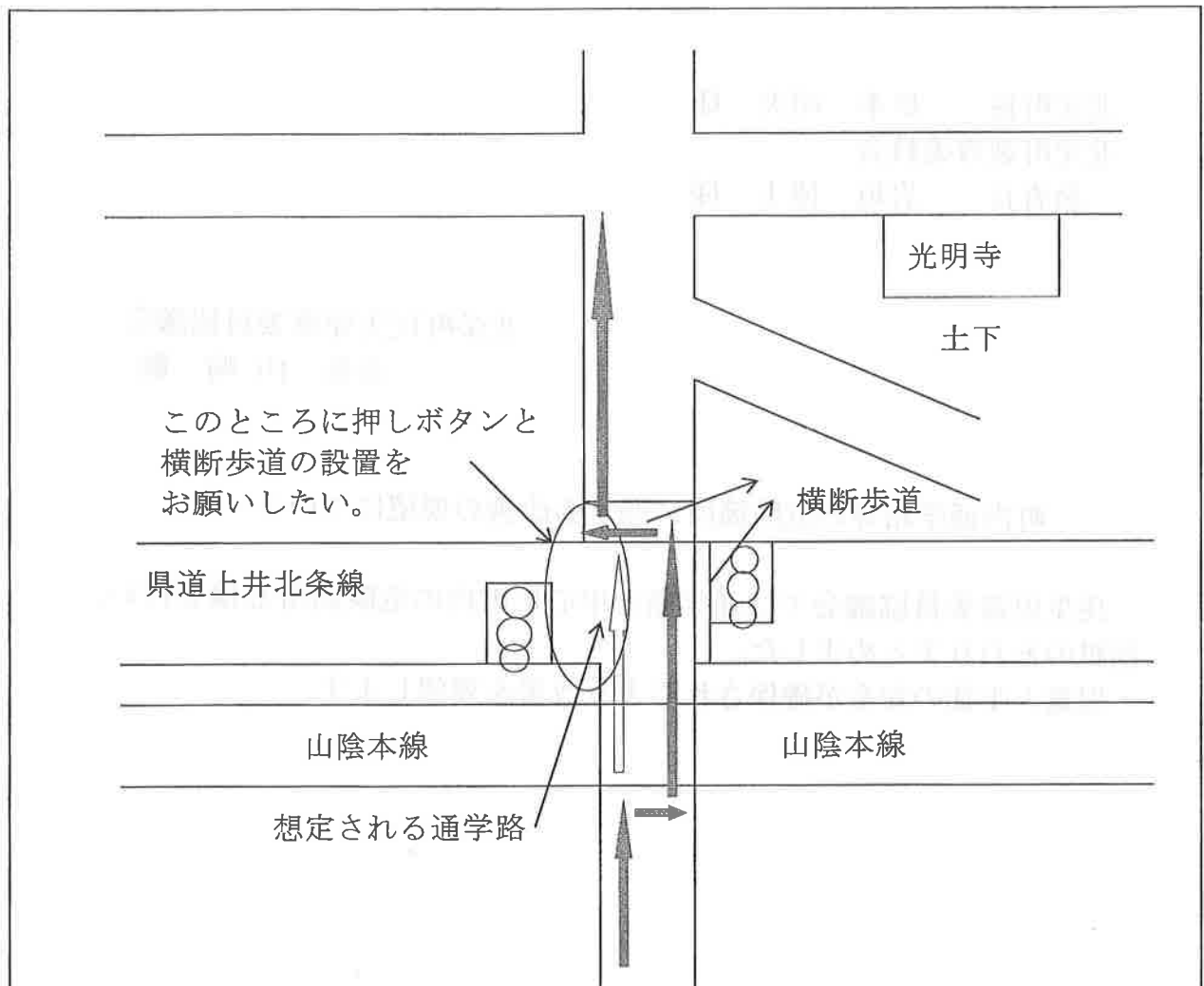
※西・東新田場、江北、江北浜、国坂、国坂浜、国坂中、国坂東自治会児童生徒の通学路であり、また、通学は自転車通学である。現在の県道横断歩道を横断する際には人数も多く、退避場所がないため非常に危険である。また、登下校時間帯は自動車の交通量も多く、スピードを出している車も多いため、児童生徒の安全が確保できる退避スペースを確保するよう道路改良が必要。



項目	チェック欄	状況の記入(気がついた点)
道路	①歩道 <input checked="" type="checkbox"/> ある → 歩道の幅 <input type="checkbox"/> 1m未満 <input checked="" type="checkbox"/> 1~2m <input type="checkbox"/> 2~3m <input type="checkbox"/> 3m以上 <input type="checkbox"/> ない → 路肩の幅 <input type="checkbox"/> 1m未満 <input type="checkbox"/> 1~2m <input type="checkbox"/> 2~3m <input type="checkbox"/> 3m以上	
	②車道 <input type="checkbox"/> 4車線 <input checked="" type="checkbox"/> 2車線 <input type="checkbox"/> 1車線	
	③自転車の通行 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
	④照明灯 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし → 照明灯の必要性 <input type="checkbox"/> なし	
防護柵	⑤車道と歩行スペースの間のガードレール等 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし → 防護柵の必要性 <input type="checkbox"/> なし	
側溝	⑥歩道脇の側溝 <input checked="" type="checkbox"/> ある → 蓋の有無 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> なし → 蓋の必要性 <input type="checkbox"/> なし	
交差点	⑦信号 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし	
	⑧横断歩道 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし	
	⑨照明灯 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし ※照明の位置を平面図に記入してください	
見通し	⑩歩行者の目線 <input checked="" type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 悪い	
	⑪自動車の目線 <input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 悪い → カーブミラーの有無 <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> なし	
障害物	⑫電柱、看板等 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし	
	⑬過去の事故 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 不明	
その他	⑭その他気づいた点	北条中学校の生徒が多数自転車で通行する個所であるが、県道横断の際には退避スペースがなく危険である。

北条中学校通学路危険箇所について

米里方面の生徒が自転車登校する場合、踏切の前で左側から右側に横断し、県道上井北条線の東側に設置してある押しボタン式信号機を押し横断歩道を渡り再度、横断歩道を東から西に横断し左側通行で登校しなければならない。
そのため、西側にも押しボタン及び横断歩道の設置をお願いしたい。



町長	副町長	教育長	総務長
			別本

教育長	主管 課長	室長	主幹	副主幹	回	議	主査
		大庭		松本		岩戸	大庭

平成24年12月4日

要 望 書

北栄町長 松本 昭夫 様
 北栄町教育委員会
 教育長 岩垣 博士 様

北栄町民生児童委員協議会
 会長 山崎 巖

町内通学路等の危険箇所に関する改善の要望について

民生児童委員協議会では通学路を中心に町内の危険箇所点検を行い、別紙のとおりまとめました。

児童と生徒の安全が確保されるよう改善を要望します。



北栄町内危険箇所改善要望一覧(平成24年度)

	場所	要望
①	国坂 寿テント前県道交差点	縁石の撤去、又は信号機の設置
②	亀谷交差点消防車格納庫前	鋼板上での転倒防止措置(特に雨天時)
③	県道上大立大栄線園芸試験場付近交差点	縁石の撤去
④	県道上大立大栄線北和～園芸試験場の間	樹木の伐採
⑤	下種豚舎前辺り～ツバキ建設付近	定期的な除草の実施



東 坂 国

6.3

国坂中団地

増田 正光 131-5

井上弘敏 131-2

山根 義章 132-5

神原 勝彦 126-4	森田 晋 126-5	滝本 隆彦 126-32	川部 学 川部 義廣 126-7	酒井 かめ野 126-8	福井 貴子 126-9	
東夢カーブプロジェクト 126	山田 辰夫 126-11	前田 寿男 126-13	松井 要子 126-31	黒氏 比登志 126-15	喜多條 武 126-16	倉本 和博 126-33

前田テナントビル

2階	塾あすなろ	公民館	前田 治司
1階	北条 當業所 米子と(株)	本因坊	前田 治司 95-1

榊三協レン

福井 基悦 126-21	会見 清康 126-39	堀田 宏 福永 洋子 126-40	河西 義昭 126-24	山根 一成 126-25	加藤 健一 126-26	中村 文男 126-37	杉口 正則 126-34
山下 和幸 125-11	浅田 春高 125-20	福田 寛巳 125-16 小椋 順子 125-15	金田 廣海 125-17	大上 博幸 125-1			

前田テナントビル P

前田テナントビル 95-1

三菱建設機販売(株)
鳥取支店倉吉営業所 1100

厚生堂薬品(小林正幸) 111-6

県道羽合東伯線

山根 義昭 126-24

山根 一成 126-25

加藤 健一 126-26

中村 文男 126-37

杉口 正則 126-34

山根 義昭 126-24

山根 一成 126-25

加藤 健一 126-26

中村 文男 126-37

杉口 正則 126-34

山根 義昭 126-24

山根 一成 126-25

加藤 健一 126-26

中村 文男 126-37

杉口 正則 126-34

山根 義昭 126-24

山根 一成 126-25

加藤 健一 126-26

中村 文男 126-37

杉口 正則 126-34

7.3

G・S 日ノ丸産業(株) 北条給油所 103-1

大平自動車工業(株)倉吉営業所 103-3

山脇 勝 116-20

庄子 秀男 116-5

香川 忠久 116-6

仲俣 康男 115-5

田後 孝治 114-3

サニーライフ宮本 小椋 光男 柴田 鉄也 永田 誠一 森下 正彦 114-5

井上 ハルミ 114-6

40

晃進建設(株)資材置場

米子田中食品(株)倉吉支店 105-1

日総工業(株) 105-5

前田自動車販売 105-3

竹中商店 105

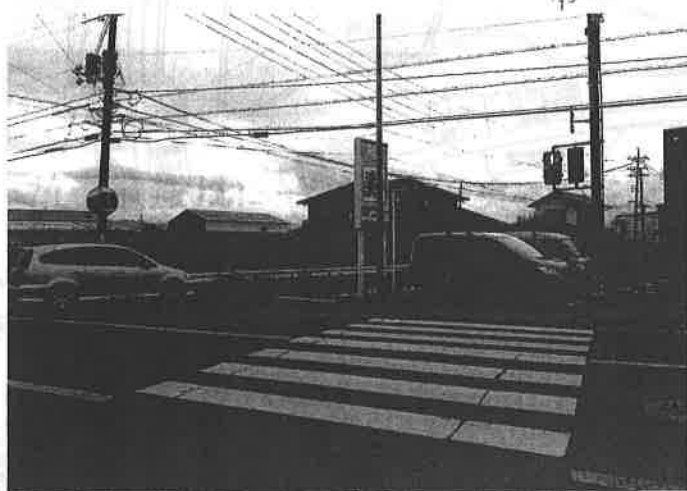
6.7

危険箇所番号 ①

国坂東・中地区担当 寺方弘美

場 所	国坂 寿テント前県道交差点(点滅信号)
危険の状況	車道と歩道の上に縁石があるため、横断歩道を渡った自転車の中学生が車道を走行する。
改善方法	縁石の撤去、又は信号機の設置。

【写真】



東

西 →



北

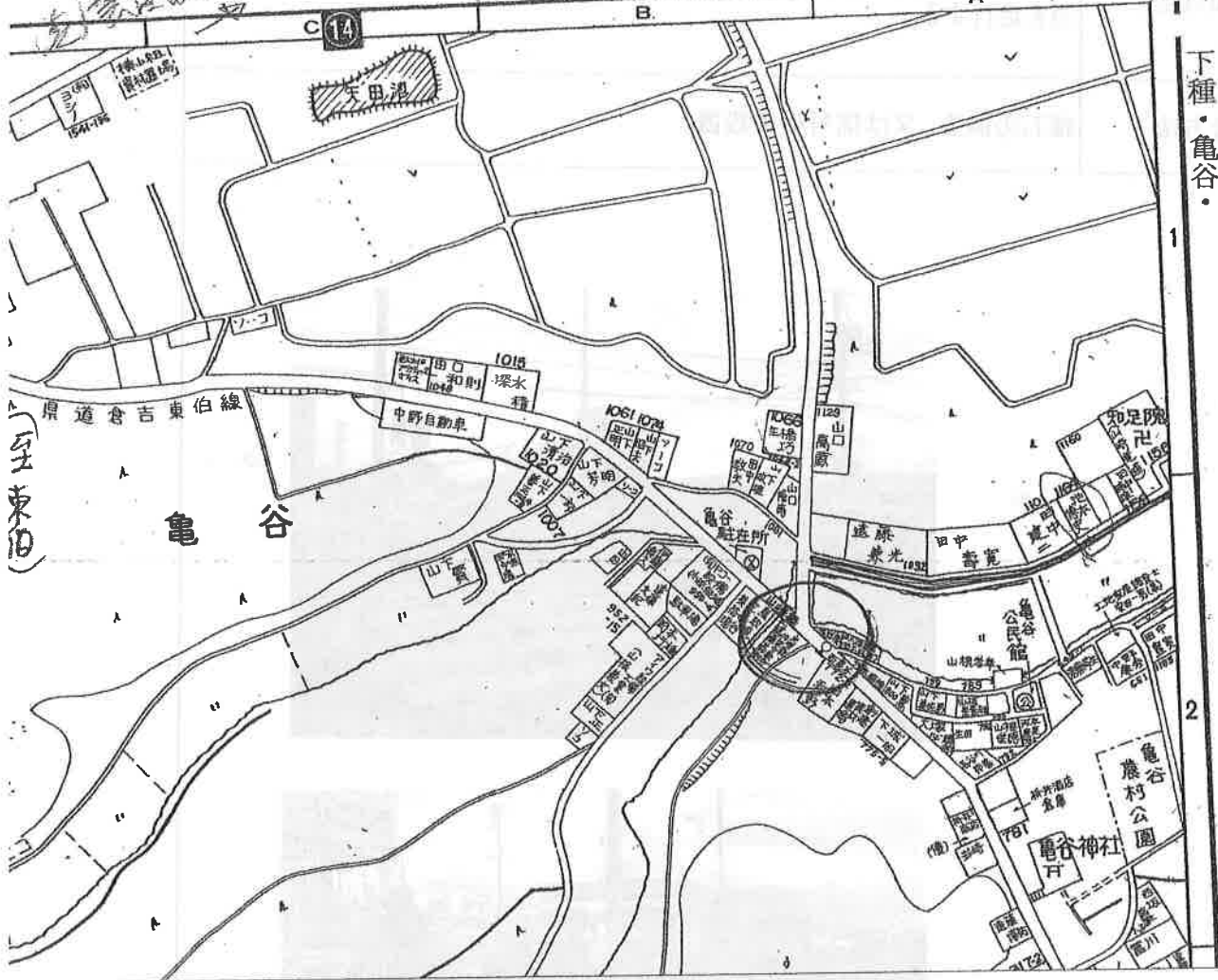
南

2

(至由良)

大柴町

20

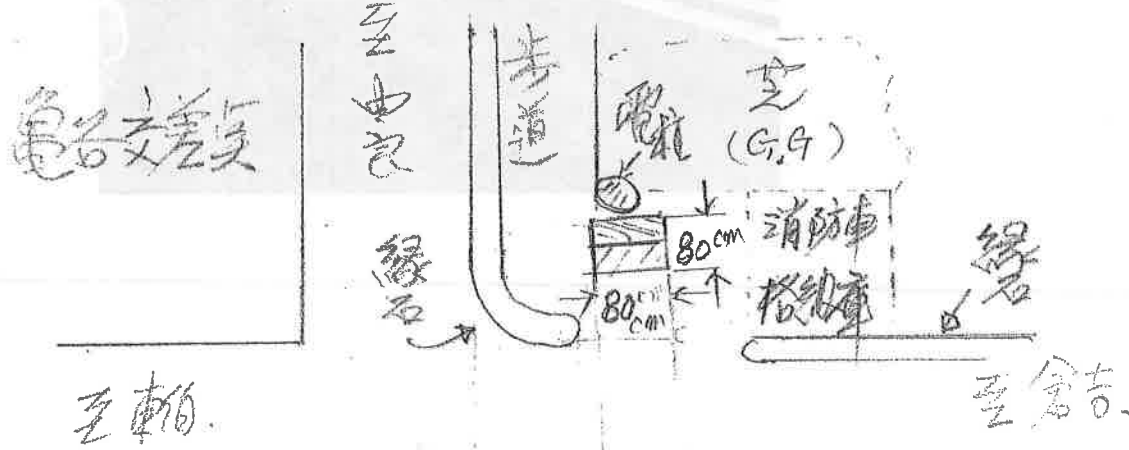


妻波・岩坪
下種・龜谷

P

(至東伯)

2



至東伯

至倉吉

42



危険箇所番号 ②

下種・茶や条・上種地区担当 竹信啓子

場 所	亀谷交差点消防車格納庫前
危険の状況	歩道上に水路用の鋼板蓋が2枚敷いてあり、雨天時などに自転車が滑って転倒する事故が発生しており、危険である。
改善方法	転倒防止措置の実施。

【写真】



File 01 2012.12.21.2

3

至由良

緑石

至

(特)北和

推犯置池

忠道

至由良

県道上大立大栄線

至亀谷

ガードレール

滝坂良田

氷道配水池

湯谷池

4

資材置場

2018

由良宿

鳥取県
園芸試験場 任場

鳥取県園芸試験場 任場

(至北和)

津川
牧場

クリスタル
ショップ
岡崎

鳥取県
園芸試験場

至干

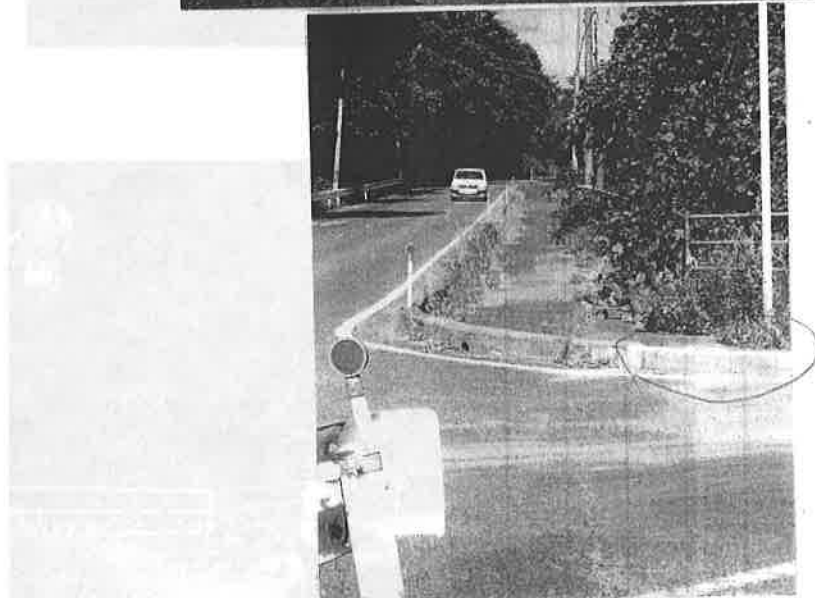
D C 20 B A 縮尺 1:6,000

危険箇所番号 ③

下種・茶や条・上種地区担当 竹信啓子

場 所	県道上大立大栄線園芸試験場付近交差点
危険の状況	県道より側道へ入る交差点で、歩道の縁石が異常に長く、直進時に縁石に衝突してしまう事故が発生し、危険である。
改善方法	縁石の撤去。

【写真】

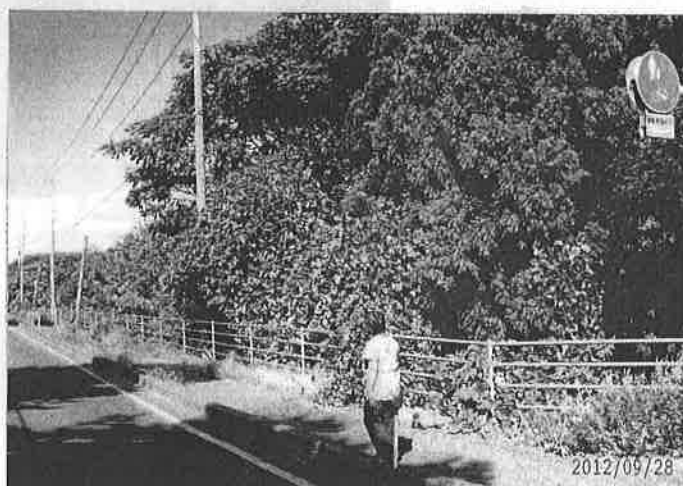
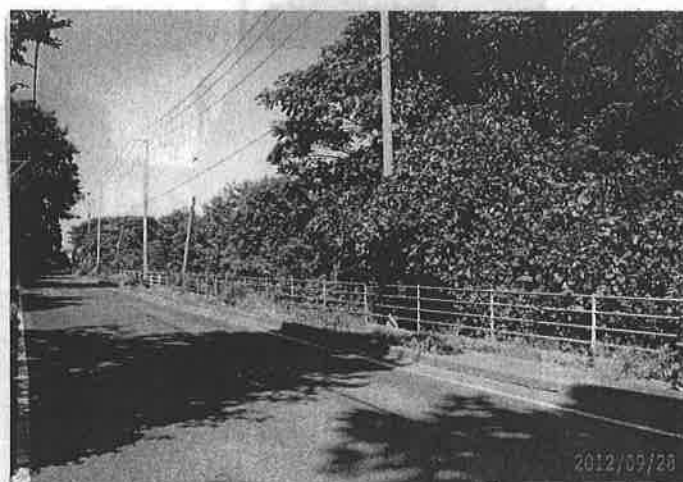


危険箇所番号 ④

下種・茶ヤ条・上種地区担当 竹信啓子

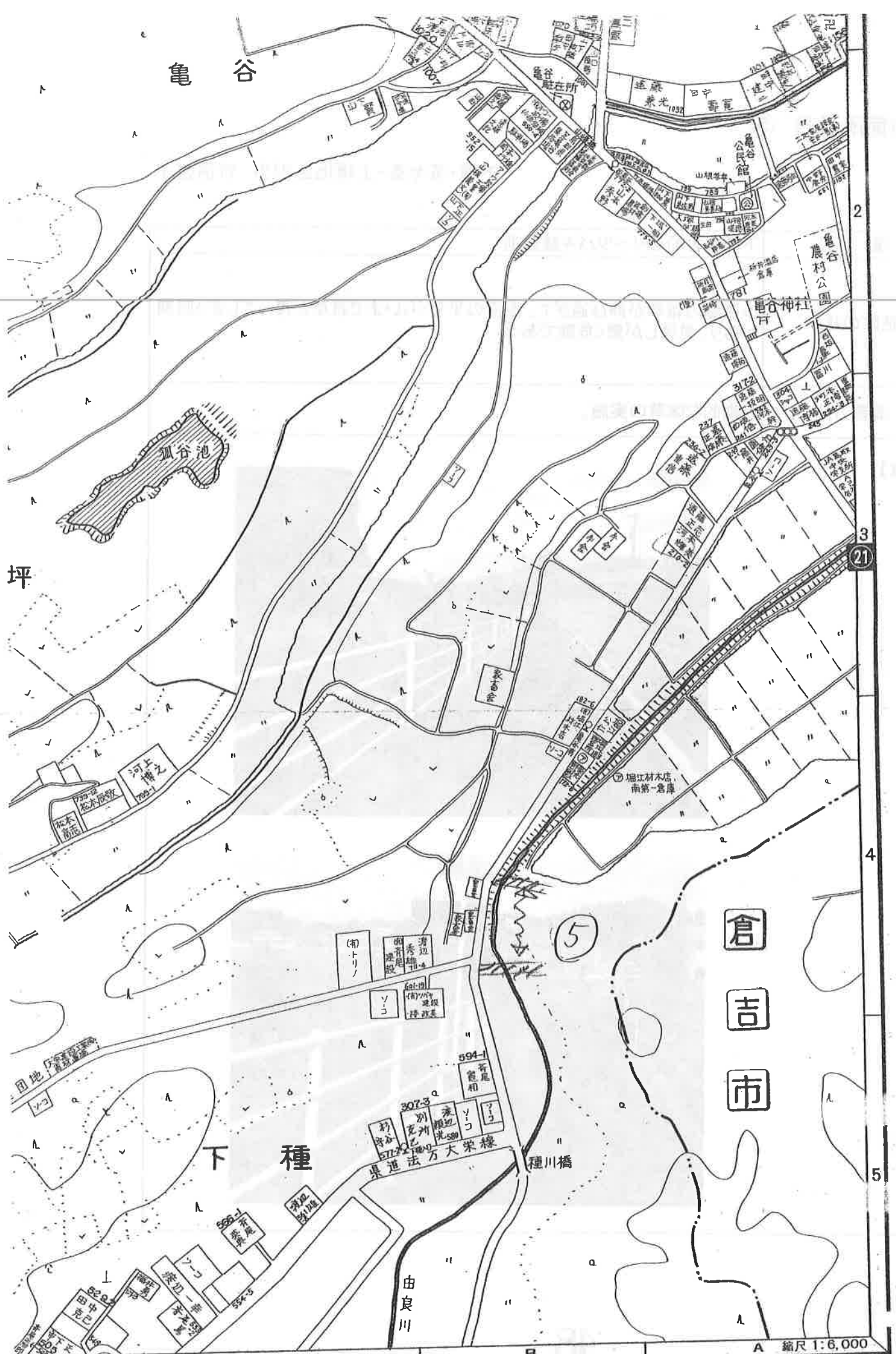
場 所	県道上大立大栄線 北和～園芸試験場の間
危険の状況	街灯の側の樹木が生い茂り、照明が届きにくく、歩道全体が暗い。そのため、③で報告した縁石等に衝突し、危険である。
改善方法	樹木の伐採。

【写真】



亀谷

坪



倉吉市

種下

(5)

種川橋

由良川

縮尺 1:6,000

危険箇所番号 ⑤

下種・茶ヤ条・上種地区担当 竹信啓子

場 所	下種豚舎前辺り～ツバキ建設前
危険の状況	歩道脇の雑草が伸び過ぎて、歩道の半分くらいまで雑草が覆ってしまう時期があり、見通しが悪く危険である。
改善方法	定期的な除草の実施。

【写真】



「学校・警察連絡制度」に関する協定書（案）

〇〇〇教育委員会（以下「甲」という。）と鳥取県警察（以下「乙」という。）は、少年をめぐる問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、鳥取県内における児童生徒（以下「児童生徒」という。）の健全な育成を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童生徒の非行等問題行動の防止及び安全確保について甲及び乙がそれぞれの役割を果たすとともに、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下で効果的に対応することにより、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は、「学校・警察連絡制度」とする。

（連携機関）

第3条 この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 〇〇〇教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）
- (2) 〇〇〇立学校（以下「学校」という。）
- (3) 鳥取県警察本部（以下「警察本部」という。）
- (4) 鳥取県警察の警察署（以下「警察署」という。）

（連携機関の役割）

第4条 連携機関の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校と警察署は、児童生徒の非行等問題行動及び安全確保に関し、必要と認める情報について相互の連絡（以下「相互連絡」という。）を行う。
- (2) 学校と警察署は、児童生徒の非行等問題行動及び安全確保に関し、必要に応じて協議を行い、その解決のため具体的な対策を講じる。
- (3) 教育委員会事務局及び警察本部は、学校と警察署との連携が円滑に行えるよう、学校又は警察署に対して指導、助言を行う。

（連絡対象事案）

第5条 相互連絡の対象とする事案（以下「連絡対象事案」という。）は、次に掲げる事案とする。

- (1) 学校から警察署への連絡対象事案
 - ア 児童生徒の非行等問題行動及びこれらによる児童生徒等の被害を防止するため、〇〇〇立学校長（以下「校長」という。）が警察署との連携を必要と認める事案
 - イ 児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案
 - ウ その他校長が警察署との連携を必要と認める事案
- (2) 警察署から学校への連絡対象事案
 - ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案
 - イ 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案
 - ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の人定事項が、学生証その他の書面による確認、保護者への確認等の方法により確実に証明できたもののうち、次の事由により学校との連携を必要と認める事案

- (ア) 保護者への指導を行ったにもかかわらず、不良行為を繰り返す場合
(イ) 性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合
(相互連絡の内容等)

第6条 相互連絡の内容及び時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 内容

- ア 児童生徒の学年、氏名、生年月日、居住地の市町村名
イ 連絡対象事案の発生日時・場所等事案の概要
ウ その他児童生徒の健全な育成のために必要と認める事項

(2) 時期

- ア 学校から警察署への連絡
学校が警察署との連携を必要と認めた時点とする。
イ 警察署から学校への連絡
(ア) 逮捕事案は原則としてその都度、速やかに行い、それ以外の事案（(イ)に掲げる事案を除く。）は事案の概要が明らかとなった時点とする。
(イ) 不良行為少年に係る事案は、警察署が学校との連携を必要と認めた時点とする。

(相互連絡の方法等)

第7条 相互連絡を行うため、次に掲げるところにより連絡責任者及び連絡担当者を指定する。

(1) 学校

連絡責任者は連絡対象事案が発生した学校の校長とし、連絡担当者は教頭、生徒指導担当教諭その他の教諭の中から校長が指定した者とする。

(2) 警察署

連絡責任者は連絡対象事案を取り扱った警察署長（以下「署長」という。）とし、連絡担当者は警察署の生活安全（刑事）課長、生活安全（刑事）係長及び少年警察補導員の中から署長が指定した者とする。

2 相互連絡は、連絡責任者又は連絡担当者が電話又は面接により行うものとする。

(適正な情報管理)

第8条 この協定に基づき相互に提供された情報は、個人情報であることから、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）その他の法令を踏まえ、当該情報の秘密を保持し、第1条に規定する目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

(連携上の配慮事項)

第9条 連携に当たっては、連携機関の相互理解及び信頼関係を保持するため、次の点に特に配慮するものとする。

- (1) 相互に連絡する情報については、正確を期すること。
(2) 連絡対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、第1条に規定する目的を踏まえ、真に教育的な効果を持った適切な措置を講じること。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は、必要に応じて協議を行うものとする。

(経費の負担)

第11条 この協定の実施に係る費用は、連携機関がそれぞれ負担するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成●年●月1日から実施する。
- 2 「学校・警察連絡制度の実施について（通知）」（平成16年5月1日実施）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 ○○○教育委員会

教育長

乙 鳥取県警察本部

生活安全部長

(案)

保護者の皆さんへ

〇〇〇 教育委員会

警察本部少年課・〇〇

学校・警察連絡制度

児童・生徒を対象にした、健全育成及び非行の防止、並びに児童・生徒を犯罪の被害に逢わないためや学校の安全確保のため「学校・警察連絡制度」の内容を拡充して運用することとなりました(平成〇年〇月〇日から運用開始)

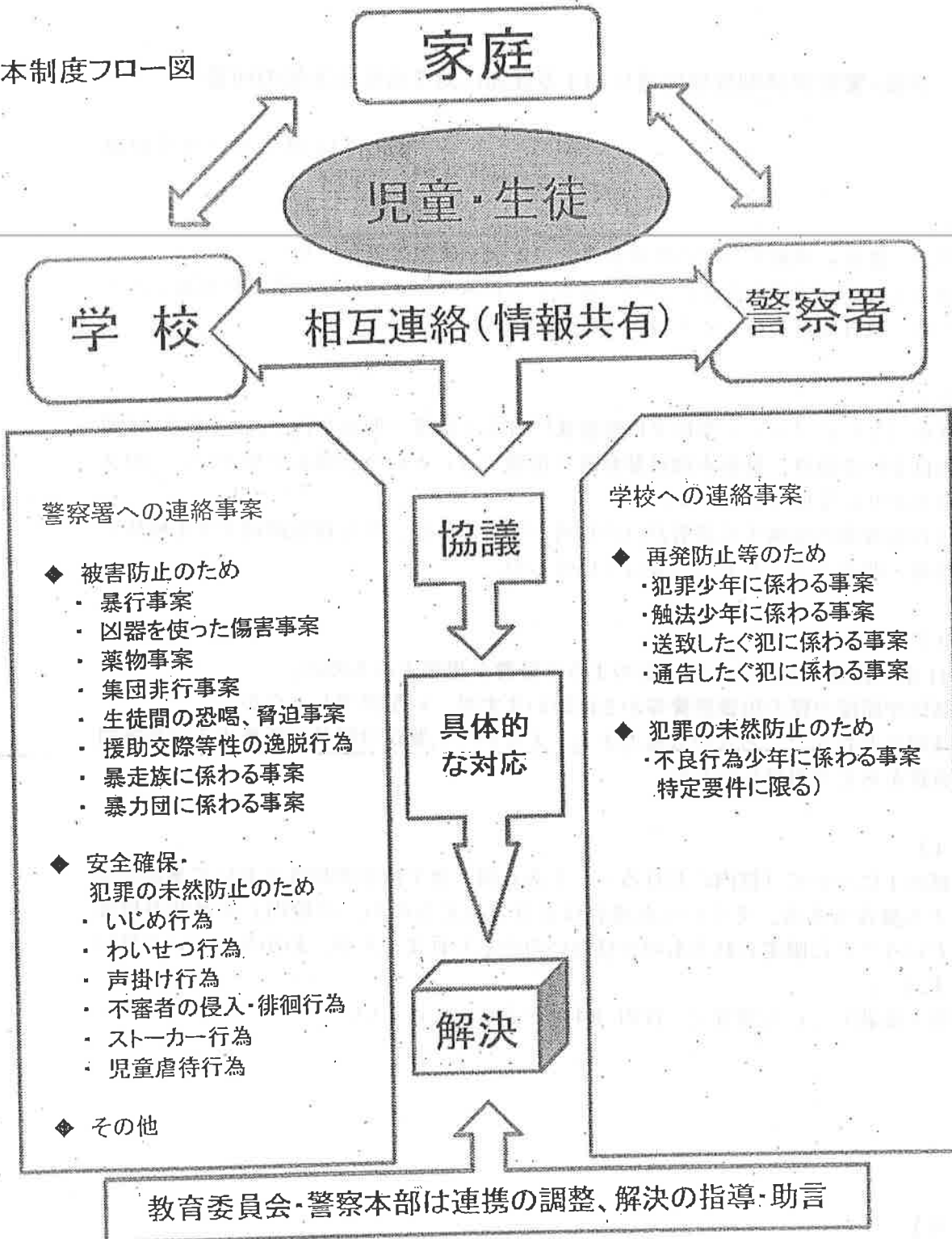
背景

近年、少年による非行が凶悪化・低年齢化の傾向にあることに加え、児童・生徒が犯罪の被害者になる事件が多発しています。児童・生徒の非行や問題行動に対しては、早期発見・対応が求められるところであり、犯罪・非行防止等について、学校と警察が情報交換を行い、連携を一層強化することが求められています。

ねらい

学校と警察が児童・生徒に係る問題行動等の情報の共有を図ることにより、児童・生徒の健全育成や犯罪・被害防止を図って学校の安全確保を行おうとするもの。

本制度フロー図



警察署への連絡事案

- ◆ 被害防止のため
 - ・ 暴行事案
 - ・ 凶器を使った傷害事案
 - ・ 薬物事案
 - ・ 集団非行事案
 - ・ 生徒間の恐喝、脅迫事案
 - ・ 援助交際等性の逸脱行為
 - ・ 暴走族に係わる事案
 - ・ 暴力団に係わる事案
- ◆ 安全確保・犯罪の未然防止のため
 - ・ いじめ行為
 - ・ わいせつ行為
 - ・ 声掛け行為
 - ・ 不審者の侵入・徘徊行為
 - ・ ストーカー行為
 - ・ 児童虐待行為
- ◆ その他

学校への連絡事案

- ◆ 再発防止等のため
 - ・ 犯罪少年に係わる事案
 - ・ 触法少年に係わる事案
 - ・ 送致したぐ犯に係わる事案
 - ・ 通告したぐ犯に係わる事案
- ◆ 犯罪の未然防止のため
 - ・ 不良行為少年に係わる事案 (特定要件に限る)

教育委員会・警察本部は連携の調整、解決の指導・助言

児童・生徒の健全育成の目的以外には利用しません
本制度の趣旨・目的を御理解のうえ、御協力お願いします

問い合わせ

〇〇教育委員会 Tel 0857-26-0000
警察本部少年課 Tel 0857-23-0110

学校・警察連絡制度協定書に関する質問に対する県警本部の回答

H24.12.14 県教委小中学校課

〔質問 1〕

学校から警察に連絡する際の教育委員会の役割を明記できないか。

→教育委員会と学校の関係において結んでもらえないか。例えば警察に連絡したことは、教育委員会へも必ず報告する等。

〔質問 2〕

第 4 条（3）に「・・・学校又は警察署に対して指導・助言を行う。」とあり、「地教委は学校を指導、警察本部は警察署を指導する」という意味だと思うが、この文ではわかりにくいのではないか。

→各行政機関の帰属する部署だけの指導・助言以外に、各行政機関同士でも幅広く指導・助言ができるように書いているもの。

〔質問 3〕

第 11 条「経費の負担」とは、どのような経費が想定されるのか。

電話代や面接の際の出張旅費等かとは思いますが、いかがでしょうか。

→質問のとおりで、お互い公務ですることなので、費用は職員が所属する行政機関負担をあえて明記したもの。

〔質問 4〕

別紙の 1 について「校内における…」とあるが、登下校中や校外において事案が発生する場合もある。そういった場合はどうとらえるのか。（「校内」の意味が校舎内ということに限定されるものではないのかもしれませんが、わかりにくいと思います。）

→等と記載している部分で、校内（外）ととらえてほしい。

【備 考】

上記以外にも各市町村ごとの個別の案件については、県警本部から直接回答をさせていただいております。今後、協定書の内容について疑問点・質問等がございましたら、早めに県警本部少年課岡本課長（代表 0857-23-0110）にお問い合わせください。

資料 1 追加資料

平成24年度第8回北栄町議会定例会一般質問

1 質問事項

本町の教育行政について

(質問者 池田 捷昭 議員)

※ 質問要旨及び答弁要旨 . . . 議案書のとおり

●【追及質問】の概要

①追及質問

学校現場はとても多忙化を極めていると聞いているが、このことについてどう考えているか。

(答弁)

確かに多忙化を極めている。いろいろな要因はあるが、学校は学習指導によって学力をつける場所。教員の仕事はしっかりとした授業をして力をつけていくことが職務である。このことが疎かにならないようにしていくことが大事である。保護者の立場からどう見ておられるのか、保護者代表の教育委員さんもいるので話を聞いてみたい。

②追及質問

学校を手助けするために、町から教員・職員を学校現場に出す考えはないか。

(答弁)

I C T支援員、特別教育支援員等を配置して教育の充実を図ってきている。

③追及質問

子ども園・保育所の臨時職員が多いのではないかと。質を高めるためには正職員を増やす必要はないか。

(答弁)

委員長就任間もないことで、実態を把握していない。園長先生等から実情を聞いてみたい。

④追及質問

中学校で学校間格差があると思うがこのことについてどうか。

(答弁)

中学校で国・県よりも正答率が下回っている学校もあり、比較すると学力の差はある。

2 質問事項

子育て支援の拡充について

(質問者 長谷川 昭二 議員)

※ 質問要旨及び答弁要旨 …… 議案書のとおり

●【追及質問】の概要

①追及質問

OECDの調査によると、日本の教育に費やしている費用は少ない。教育は未来への投資である。このことについてどのように考えているか。

(町長答弁)

給食の食材、費用負担は、保護者の務めである。

②追及質問

学校栄養職員について

(教育長答弁)

2名の学校栄養職員が配置してある。1名は代員で1名は加配です。給食時間に食育指導として、学校と連携し地区を分けて出かけている。

なお、北栄町に学校栄養教諭の配置されていないが、県下すべての市町村に配置されているものでもない。

③追及質問

給食費が払えず、恥辱を味わうということが起こりはしないか。

(委員長答弁)

口座振り込み制度をとっている。そのようなことはない。

④追及質問

学校給食を食育という観点でとらえていく考えについて

(委員長答弁)

知育・徳育・体育という、知徳体のバランスのとれた子どもを育てることは言われてきているが、それに食育を加えていくこともこれからの学校教育においては大事なことであり、本町の教育の重点にもしている。

⑤追及質問

学校栄養教諭について

(委員長答弁)

学校栄養教諭の配置は県が行なうので、配置してもらおうよう県教委に要望してみたい。

⑥追及質問

これ以上言っても議論にならないから、検討を願う。

3 質問事項

前田寛治による町づくりについて
(質問者 阪本 和俊 議員)

※ 質問要旨及び答弁要旨 . . . 議案書のとおり (町長答弁)

●【追及質問】の概要

①追及質問

増進センターを活用して展示するなどしてはどうか。

(答弁)

管理面で困難である。10周年のような節目に実施するか検討してみたい。

発北議第125号
平成24年12月20日

北栄町教育委員会

委員長 福光 純一 様

北栄町議会議長 青亀 恵一



陳情の送付について

平成24年12月14日の会議において採択した陳情を、地方自治法第125条の規定により送付します。

記

1 件名

- (1) 平成24年陳情第12号 大栄小学校通学路の危険箇所および学習環境等の改善について
- (2) 平成24年陳情第13号 教育環境・施設・設備の充実に関する陳情
- (3) 平成24年陳情第15号 教育環境・施設・設備の充実に関する陳情

2 内容 別添のとおり

3 意見

- (1) 平成24年陳情第12号 並びに (2) 平成24年陳情第13号
学校教育関係の施設整備の充実が必要であり、関係機関と協力しながら、危険箇所の改善に対処されたい
- (3) 平成24年陳情第15号
学校教育環境の整備充実が必要である

【追加議案書】

平成24年第15回教育委員会定例会日程

日 時 平成24年12月21日（金）

午後3時00分

場 所 北栄町役場大栄庁舎第4会議室

3 議 案

議案第67号 区域外就学について

議案第67号

区域外就学について

から児童生徒の校区外就学に係る申し立てがなされたので、北栄町立小学校及び中学校の校区に関する規則第5条により委員会の承認を求める。

平成24年12月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

1 区域外就学申立児童名

住 所

氏 名

2 保護者

3 区域外就学申立学校名

4 指定学校名

5 区域外就学期間

平成24年12月26日～平成25年1月26日まで

6 理 由

転入予定のため

(要綱第2条第3号該当)